広聴のまとめ

令和元年度(2019 年度)実績

西宮市 政策局 市長室 市民相談課

もくじ

ページ

はじめに ……… １

市民相談課の組織と業務 ……… ２
広聴業務のまとめ
１　要望 ……… ４
２　市民の声
　（１）Ｅメールによるもの ……… １０
　（２）文書によるもの ……… １７
３　政党・会派要望 ……… ２３
４　市民意識調査 ……… ２４
５　市政モニター制度 ……… ２７
６　市長対話事業等 ……… ２８
７　庁舎見学会 ……… ３３

相談業務のまとめ
１　専門相談 ……… ３４
２　市政相談・市民生活相談 ……… ３７
３　特別合同相談 ……… ３８
４　外部公益通報 ……… ３９

案内業務 ……… ４０

その他の業務 ……… ４１

広聴の組織と事業のあゆみ ……… ４２
西宮市市民の声処理規則 ……… ４５
西宮市外部公益通報に関する要綱 ……… ４７

は じ め に

市民相談課では、市民からの市政に対する要望・意見・苦情などを聴く広聴事業と市民の日常生活上の悩みや相談を受ける相談事業に取り組んでいます。

広聴事業では、「市民の声」、「市民意識調査」、「市長対話事業」などを実施し、相談事業では、市民の日常生活上のトラブルや、家庭内の問題解決に役立てていただけるよう、「法律相談」、「家事相談」など専門相談員による様々な事業を実施しています。

また、新たな取り組みとして、全ての職員が改めて「広報・広聴」の役割や意義を認識するとともに、「広報・広聴」事業を効果的に推進するために、「広報広聴ガイドライン」の策定を、広報課など関係部局とともに進めているところです。

この「広聴のまとめ」は、令和元年度中に寄せられました市民の声や相談の記録をまとめたものです。ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

令和2年(2020 年)9月

西宮市政策局市長室市民相談課

市民相談課の組織と業務

広聴の組織

（令和元年度）

市 長 ― 副市長 ― 政策局長 ― 市長室長 ―┬― 秘書課
└― 市民相談課

市民相談課		
	課長	1
	係長	2
	副主査	1
	主事	1
	嘱託職員	7

市民相談課の業務

1 広聴業務

市民及び市民団体からの提言・要望等に対応するとともに、市民意識調査、市政モニター制度によるアンケート調査、市長対話事業などの実施により、市政に対する市民の意識の動向や要望等を積極的に把握し、市政に反映できるよう努めています。

2 相談業務

市民の日常生活上に起こる諸問題の解決のため、法律相談等の各種の専門相談を開設しています。

3 案内業務

市役所を訪れる方に各担当部門の業務や場所、各種情報などについて案内しています。

4 その他の業務

西宮市民憲章の推進などに携わっています。

業務区分

- 広聴業務
  - 要望（団体によるもの）
  - 市民の声（個人によるもの）
  - 要望（政党・会派等からのもの）
  - 市民意識調査・市政モニター制度
  - 市長対話・市政出前講座
  - 庁舎見学会

- 相談業務
  - 専門相談
（法律・家事・交通事故などの専門相談員による相談）
  - 特別合同相談
  - 市政相談・市民生活相談
  - 外部公益通報

- 案内業務

- その他の業務
  - 市民憲章の推進

広聴業務のまとめ

1　要望　　　　　受付件数　69 件（前年度　73 件）

【　処理結果　】

実施・実現したもの	9 件
調査・検討を要するとしたもの	13 件
要望に沿うことができなかったもの	5 件
業者等に対し教示・指導したもの	6 件
市政に対する意見として処理したもの	28 件
関係機関へ要望として伝えたもの	8 件

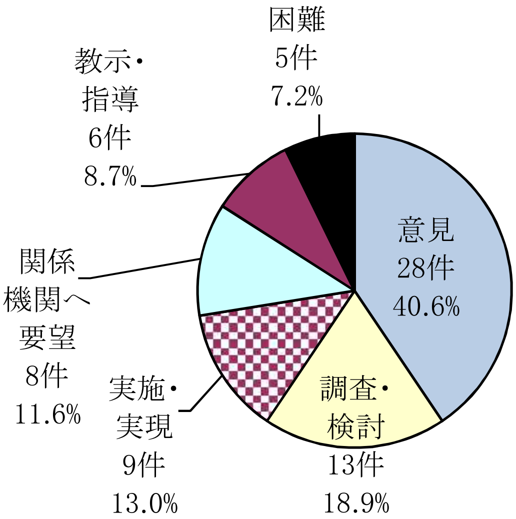

［局別受付件数］　210件

（複数局にまたがるものがあるため、受付件数とは一致しません。）

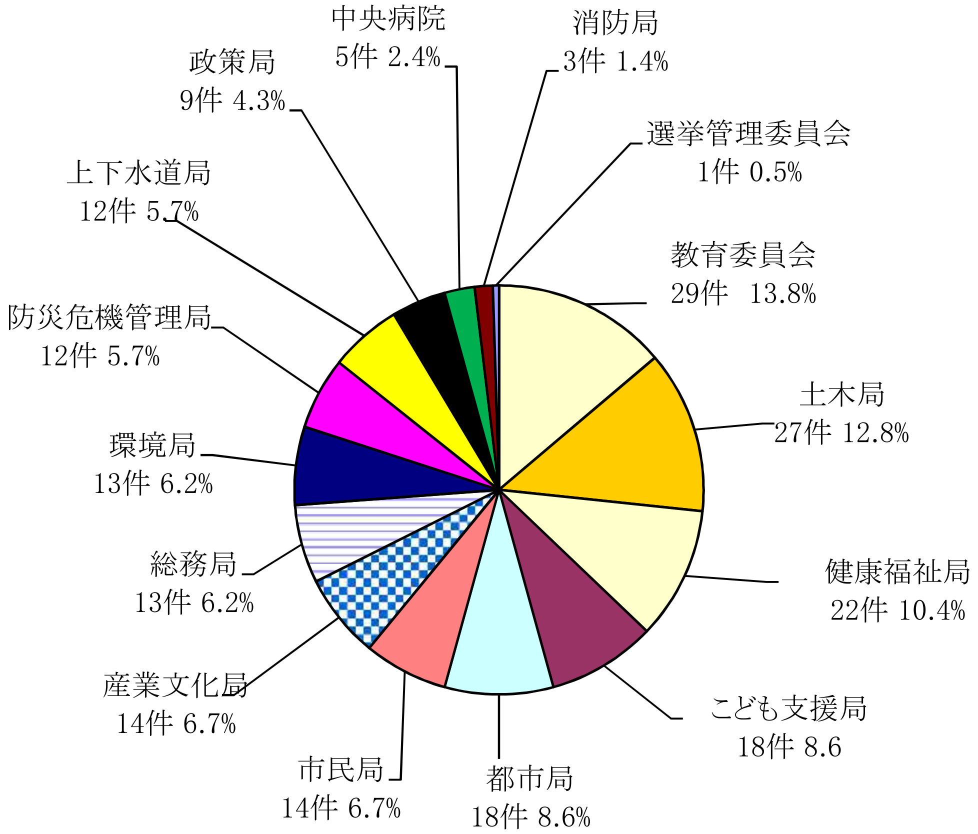

令和元年度　　団体要望受付簿

受付番号	受付日時	団　体　名	要　望　要　旨	項目数	回　付　課
1	4/10	食物アレルギーの子を持つ親の会　みやれっこほーむ	学校給食等における食物アレルギー対応の改善について(要望)	3	教育委員会
2	4/16	甲子園九番町自治会(甲子会)	都市計画道路・県道 340 号線(甲子園筋)の南端延長予定部の計画廃止についての申入れ(要請)	1	都市計画課、道路計画課
3	4/24	浜甲子園保育所　父母の会	浜甲子園保育所保育料の還付請求について	1	保育所事業課、保育入所課
4	5/14	上ヶ原農会	上ヶ原用水路の水利に関する質問と要望	6	農政課、水路治水課
5	5/27	西波止町自治会	嘆願書	2	みどり保全課
6	5/27	ストップ・ザ・アスベスト西宮　他2	アスベスト飛散防止の仕組みつくりについて	1	環境保全課
7	5/28	西宮市私立幼稚園連合会	幼児教育無償化の実施方法等に関する要望書	2	子供支援総務課、 保育幼稚園支援課、 保育入所課
8	5/30	西宮市PTA協議会	令和2(2020)年度　教育施策および教育予算に対する要望書	8	教育委員会
9	6/6	生瀬地区自治会連絡協議会 名塩地区自治会連絡協議会	要望書	1	水路治水課、公園緑地課
10	6/13	西宮家族会　他4	要望書	6	障害福祉課、地域保健課、 生活支援課、 すまいづくり推進課、 上下水道局
11	6/19	兵庫県生活関連公共事業拡大連絡会議	要請書	18	防災危機管理局、政策局、 総務局、産業文化局、 土木局、教育委員会、 上下水道局
12	6/24	阪神土建労働組合 阪神土建労働組合　西宮支部	建設労働者・職人の賃金、労働条件改善と地元零細業者の仕事確保に関する要望書	3	政策経営課、契約課、 職員課、労政課、商工課
13	7/2	武庫川流域圏ネットワーク	津門川での自然回復を目指した河川改修のお願い	2	環境学習都市推進課、 環境保全課、水路治水課、 みどり保全課、上下水道局
14	7/2	にしきた街づくり協議会 津門川の自然を守る会	六甲トンネル補修工事にともなって発生した津門川の魚類大量死問題についてのお願い	1	環境学習都市推進課、 環境保全課、みどり保全課、 水路治水課

受付番号	受付日時	団　体　名	要　望　要　旨	項目数	回　付　課
15	7/11	一般財団法人　越木岩会	『仮称)越木岩センター』についての要望	1	市民総括室、コミュニティ推進部、消防局、教育委員会
16	7/22	生瀬地区自治会連絡協議会	2019年度要望書の提出について	72	防災危機管理局、市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、環境局、都市局、土木局、上下水道局、教育委員会
17	7/23	兵庫県社会保障推進協議会	2019 年度　社会保障施策等についての要望書とご回答のお願い	74	防災危機管理局、政策局、市民局、健康福祉局、こども支援局、教育委員会、中央病院
18	7/24	西宮警察署 甲子園警察署	西宮市への要望	10	防災危機管理局、政策局、総務局、市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、土木局、教育委員会
19	7/30	名神あけぼの園　保護者会	利用者に関する要望書	3	福祉のまちづくり課、生活支援課、住宅管理課、道路計画課
20	8/1	特定非営利活動法人 兵庫県腎友会	令和2年度予算にかかる要望	15	防災危機管理局、市民局、健康福祉局、上下水道局
21	8/2	一般社団法人 西宮市手をつなぐ育成会	知的障害者福祉に関する要望書	8	生活支援課、障害福祉課、福祉のまちづくり課、法人指導課、教育委員会
22	8/2	社会福祉法人　一羊会	2020 年度以降の予算編成等に関する要望について	7	契約課、生活支援課、福祉のまちづくり課、障害福祉課、公園緑地課
23	8/9	ストップ・ザ・アスベスト西宮 中皮腫・じん肺・アスベストセンター	質問書	4	環境保全課
24	8/13	西宮市難病団体連絡協議会	令和元年度難病対策拡充に関する要望書	49	総務局、市民局、健康福祉局、こども支援局、教育委員会
25	8/13	西宮市難病団体連絡協議会	令和元年度災害時における指定難病患者等に対する支援に関する要望書	29	防災危機管理局、市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、環境局、都市局、土木局、教育委員会、上下水道局、消防局
26	8/14	ストップ・ザ・アスベスト西宮	要望書	4	環境保全課
27	8/21	東鳴尾１丁目３号棟自治会	西宮市営住宅「東鳴尾1丁目3号棟」へのエレベーター設置を求める要望書	1	住宅整備課

受付番号	受付日時	団体名	要望要旨	項目数	回付課
28	8/26	兵庫県商工団体連合会 西宮民主商工会	中小企業・小規模事業者の支援策の拡充を求める要請	8	政策局、総務局、市民局、産業文化局、健康福祉局
29	8/27	山口地区自治会連絡協議会	令和元年度　要望書の提出について	27	防災危機管理局、総務局、市民局、産業文化局、環境局、都市局、土木局、教育委員会
30	8/27	一般社団法人　西宮建設協会	令和2年度西宮市建設関係予算に対する要望	17	総務局、都市局、土木局、上下水道局、教育委員会
31	8/29	一般社団法人　西宮市歯科医師会 西宮市歯科医師連盟	令和2年度西宮市予算編成等にかかる要望について	8	国民健康保険課、健康増進課、地域共生推進課、保健予防課、中央病院
32	8/29	西宮商工会議所 建設業部会	令和2年度西宮市建設関係予算の執行に対する要望	30	政策局、総務局、都市局、土木局、上下水道局、教育委員会
33	8/29	西宮市私立幼稚園連合会	幼稚園行政への要望書	7	こども支援局、教育委員会
34	9/4	全国都市立高等学校長会	市町村立高等学校の振興について(お願い)	12	教育委員会
35	10/2	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会阪神地域協議会 西宮ブロック	ご要請	10	交通計画課、交通安全対策課、道路計画課、道路補修課、教育委員会
36	10/3	一般社団法人　西宮市私立保育協会	要望書	3	子供支援総務課、保育幼稚園支援課、保育所事業課、子育て総合センター
37	10/7	一般社団法人　西宮市医師会	令和2年度　西宮市予算編成に伴う要望事項	36	防災危機管理局、市民局、健康福祉局、こども支援局、教育委員会、消防局、中央病院
38	10/17	西宮市立用海小学校PTA　他7	用海小学校校区の安全についての要望	4	建築指導課、交通安全対策課、教育委員会
39	10/17	上甲東園老人ホーム建設計画対策委員会	上甲東園5丁目老人ホーム建設計画反対	1	開発指導課、土木管理課
40	10/18	池開町自治会	一方通行規制について(要望)	1	交通安全対策課
41	10/29	香櫨園地区団体連絡協議会川添町自治会	横断歩道設置、信号機移設に関する要望	1	交通安全対策課
42	10/29	介護保険をよくする西宮市民の会	新規認定調査の民間委託等についての質問書	51	高齢福祉課、介護保険課
43	11/1	イトーピア甲陽園管理組合	災害等停電時の給水方法の検討に関し(ご要請)	1	上下水道局

受付番号	受付日時	団　体　名	要　望　要　旨	項目数	回　付　課
44	11/6	上鳴尾町自治会	横断歩道設置について(要望)	1	交通安全対策課
45	11/8	鳴尾西校区自治連絡会　甲子園親和会	阪神電鉄側道における横断歩道設置への要望	1	交通安全対策課
46	11/11	西宮商工会議所	令和2年度西宮市行政施策並びに予算に関する要望書	19	防災危機管理局、総務局、産業文化局、都市局、土木局、上下水道局、教育委員会
47	11/15	西宮在日外国人　児童生徒保護者の会　他2	2020年度予算編成に関する申し入れ書	159	政策局、総務局、市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、都市局、選挙管理委員会、教育委員会
48	11/21	連合兵庫西阪神地域協議会　他2	子どもの側に立った教育改革をすすめるための要請書	7	子供家庭支援課、教育委員会
49	11/28	一般社団法人兵庫県トラック協会ダンプ部会	適正なダンプトラックの使用について(お願い)	2	契約課、技術管理課、営繕課、設備課、環境総務課、土木総務課、都市総務課、教育委員会、上下水道局
50	11/28	ストップ・ザ・アスベスト西宮 兵庫県保険医協会	要望書	3	健康増進課、環境保全課、教育委員会
51	12/13	小曽根町自治会　他6	西宮市立小松小学校区の安全について(要望)	5	交通安全対策課、道路補修課、教育委員会
52	12/27	西宮労働者福祉協議会	2020年度西宮市政に対する要望書	28	防災危機管理局、政策局、総務局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、環境局、教育委員会、上下水道局、中央病院
53	1/10	社会医療法人西宮渡辺高記念会	要望書	2	法人指導課
54	1/22	段上西地区青少年愛護協議会 他3	段上西地区令和元年(2019年)度　危険箇所に関する要望書	6	交通安全対策課、道路補修課、教育委員会
55	1/24	ストップ・ザ・アスベスト西宮	質問書	4	健康増進課、環境保全課
56	1/24	新甲陽町地域住民の会	新甲陽町15番地先における認可保育園新設計画についての緊急要望書	2	保育施設整備課、道路補修課、交通安全対策課
57	1/31	「日の丸・君が代」の強制に反対する阪神連絡会	申し入れ書 「日の丸・君が代」を学校教育に強制しないこと	5	教育委員会
58	2/12	一般社団法人西宮サッカー協会	芝グラウンド等のサッカー施設設備の整備について要望いたします	1	スポーツ推進課

受付番号	受付日時	団　体　名	要　望　要　旨	項目数	回　付　課
59	2/18	甲陽園日之出町自治会	長期老朽空家対策のお願い	1	環境衛生課、建築指導課
60	2/28	全国福祉保育労働組合兵庫地方本部　他2	西宮市の福祉・保育の拡充についての要請	9	保育幼稚園支援課、保育所事業課、保育施設整備課、保育入所課
61	3/3	新日本婦人の会西宮支部	新型コロナウイルス感染症防止と仕事や暮らしへの財政支援策をただちにとってください	3	災害対策課、商工課、保健予防課
62	3/3	新日本婦人の会西宮支部	学校休校に関する緊急申し入れ書	6	育成センター課、教育委員会
63	3/11	段上自治会　他2	段上町の防犯カメラ設置及び病院統合に付随する問題について	3	地域防犯課、交通計画課、中央病院
64	3/17	西宮市手をつなぐ育成会	この難局を、一緒に乗り越えてください	3	教育委員会、生活支援課
65	3/17	宝塚医療生活協同組合	新型コロナウイルス感染症に関わる医療機関・介護事業所等への当面する支援強化を求める緊急要請書	6	災害対策課、市民相談課、商工課、労政課、保健予防課、保健総務課、法人指導課
66	3/17	宝塚医療生活協同組合	新型コロナウイルス感染症に係る被保険者資格証明書の取り扱いに関する要請書	1	国保収納課
67	3/18	兵庫県保育所運動連絡会	保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書	4	保育幼稚園指導課、保育所事業課、保育幼稚園支援課、保育入所課
68	3/30	川東町大型建物対策協議会	陳情書	1	開発指導課
69	3/31	新甲陽町自治会	甲陽園地区保育施設整備に関する要望書	1	保育施設整備課

2　市民の声

(1)Eメールによるもの　受付件数 1,444 件(前年度 947 件)

【　処理結果　】

実施・実現したもの	91 件
調査・検討を要するとしたもの	81 件
要望に沿うことができなかったもの	73 件
質問に対し回答・教示を行ったもの	228 件
市政に対する意見として処理	836 件
関係機関へ要望として伝えたもの	57 件
原因者に対し指導を行ったもの	78 件
	合計 1,444 件

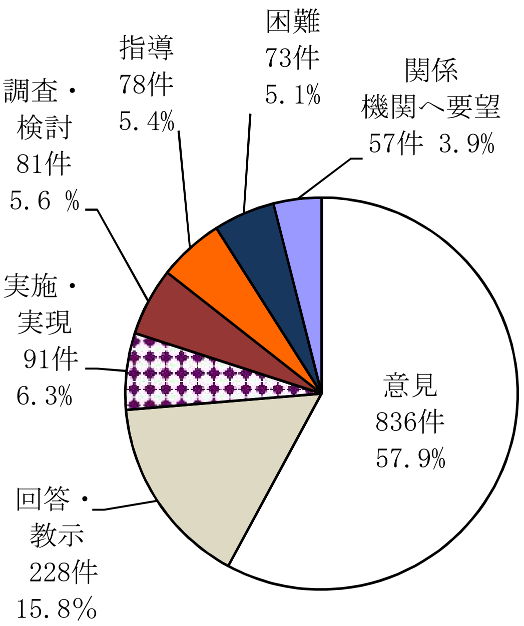

［局別受付件数］2,129件
（複数局にまたがるものがあるため受付件数とは一致しません。）

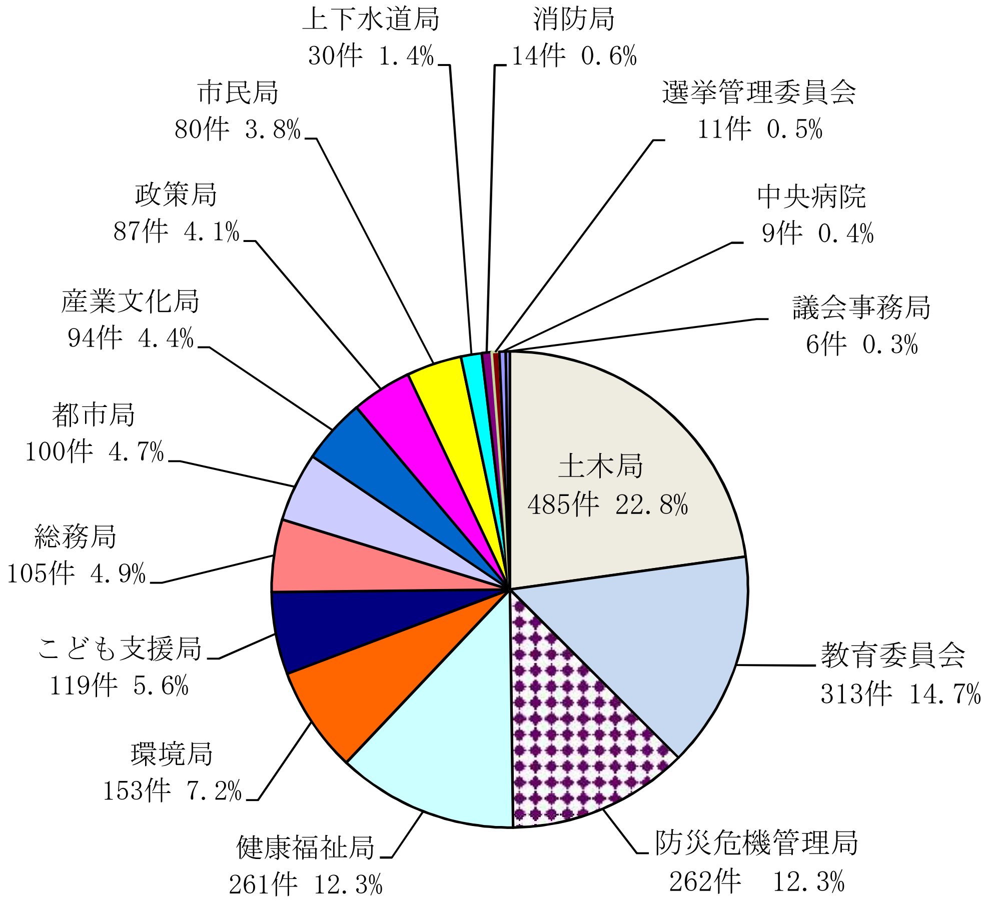

【要望内容別受付件数】

要望内容	件数	割合
学校教育	263	12.4%
災害の対応	262	12.3%
道路	209	9.8%
健康づくり及び地域保健	188	8.8%
公園及び緑地	130	6.1%
交通安全対策	120	5.6%
保育所	67	3.1%
広報及び広聴	60	2.8%
環境学習の推進	60	2.8%
ごみの収集及び処分	60	2.8%
職員人事、給与、福利厚生及び研修	50	2.3%
社会教育	44	2.1%
都市計画及び交通計画	37	1.7%
開発行為に係る指導及び審査	37	1.7%
生活自立の援助	35	1.6%
文化施設及びスポーツ振興	31	1.5%
保育所以外の児童福祉	30	1.4%
市民生活及び市民活動	26	1.2%
庁舎管理	22	1.0%
学童保育	22	1.0%

要望内容	件数	割合
市税及び諸収入金	21	1.0%
農業振興	20	0.9%
環境保全	20	0.9%
国民健康保険、国民年金及び医療助成	18	0.8%
下水道事業	18	0.8%
観光振興	17	0.8%
市営住宅	15	0.7%
秘書及び渉外	14	0.7%
人権平和及び男女共同参画	14	0.7%
高齢者の福祉及び介護保険	14	0.7%
市行政全般にわたる総合計画	13	0.6%
雇用労働	13	0.6%
障がいのある人の福祉	13	0.6%
環境衛生	13	0.6%
支所	12	0.6%
自転車対策	12	0.6%
社会福祉法人の指導	11	0.5%
建築に係る指導及び審査	11	0.5%
選挙事務	11	0.5%
戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明	10	0.5%

要望内容	件数	割合
商業振興	9	0.4%
水路	9	0.4%
情報公開及び個人情報	7	0.3%
中央病院の感染対策	7	0.3%
消防事務及び救急活動	7	0.3%
消防（団）職員の対応	7	0.3%
幼児教育	6	0.3%
上下水道局の対応	6	0.3%
上水道事業	6	0.3%
議会運営	6	0.3%
法制、条例等の審査及び訴訟	5	0.2%
公共建築物の調査及び計画	5	0.2%
消費者センター	4	0.2%
中央病院事務の運営	2	0.1%

合　　計	2,129

※構成比(％)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、
合計しても必ずしも100とはなりません。

【主な要望・意見と市の回答・対応】

※回答内容はご意見をいただいた時点のものです。また、掲載にあたっては内容を要約しています。

要望・意見
今朝マスクを買い求める市民の方々が 50 人程度並んでいるところに遭遇した。本当に市中でマスクを買うのは大変なことである。西宮市政ニュース3月 19 日臨時号が届いたが、肝心なマスクの供給情報が一切ない。マスク供給情報をすぐ提供してほしい。マスクを市民の手に届けてほしい。
市の回答・対応
政府がマスクの増産を呼びかけし、国内主要メーカーは、それに応じて 24 時間体制で増産をしているとのことです。これらの情報を踏まえ、本市として日々変化している状況の推移を注視し、必要に応じて対応を行っているところです。 本市は、平成 21 年(2009 年)の新型インフルエンザ以降、公的機関としての機能を維持するため、職員用のマスクを備蓄していますが、全市民に配布できるだけの枚数がないこと、マスクを小分けにして配布するには衛生上問題があること、業者に要請はしておりますが、手配できていないことから、全市民へのマスク配布は困難な状況となっております。 しかし、マスク流通量が不足している状況を踏まえ、市民を支える業務を行っている施設(医療、福祉サービス、私立保育園等)に対して、十分な量ではございませんが、市の備蓄から提供いたしました。

要望・意見
市役所内部文書は元号が主に使われていると思うが、市政ニュースでは、外国人市民の存在、元号使用に関わる市民の様々な考え方に応じて、年度を示す場合には、最低、西暦・元号併記がなされるべきではないか。
市の回答・対応
公文書内の年表記について、国や地方公共団体の事務は従来から元号の使用を慣行としておりますが、本市では、元号を使用しているほか文書の発送日付などは原則として西暦を併記するようにしております。なお、慣行上または文書の性格等により、元号のみまたは西暦のみの表記が適当と考えられるものは、そのように記載しております。西宮市政ニュースでは、1面最上部に元号と西暦を併記しているところですが、いただいたご意見を関係各課と情報共有するとともに、記事内容に応じた元号・西暦併記の記載について、より一層検討してまいります。

要望・意見
特別徴収義務書(給与支払者)へ送付される納税者用の住民税決定通知書の秘匿性について、問われて出してから4年程経過していると思う。昨年度も住民税決定通知書の秘匿対応(保護シールや圧着式など)はされておらず非常に落胆した。特別徴収を強制的に進める過程で、他県他市では対応が進められているのに何故西宮市は対応しないのか。ちなみに今年度の対応状況は如何か。
市の回答・対応
住民税の決定通知書の秘匿化については、納税者からの要望が多くシステム等の開発をすすめております。しかし、令和2年度の通知での対応はできません。令和3年度からの実施予定となっております。

要望・意見
街灯が少なくとてても暗くて少し怖いなといつも感じる場所がある。少し街灯を増やして頂く事を検討してもらえると嬉しい。
市の回答・対応
生活するなかで暗いところがあり、照明の設置をご要望ということで以下のとおり回答いたします。 防犯灯の新設要望は、自治会等の地域団体から所定の様式（要望書）で受け付けております。また防犯灯の設置には公道上に設置可能な電柱があること、周辺住民の皆様の合意を得ていること、防犯上必要な照度基準を下回っていることなどの複数の要件があります。要望書のご提出後、当課で夜間の現地調査等のうえ検討し、設置の可否を団体の代表者様に通知いたします。 要望書についてはホームページ（くらしの情報→安心・安全→防犯情報）よりダウンロードが可能ですので、お手数ですが自治会等の代表者様にご相談いただきご記入のうえ地域防犯課までご提出ください。

要望・意見
コロナウイルスの感染者の情報をもっと詳しく発表してほしい。どの駅を避けるべきか、どの方面への訪問を避けるべきか等を、市民は発表された情報で判断する。今からでも発表すべきである。
市の回答・対応
感染者の方と接触の可能性がある方へは、保健所より個別に連絡し経過観察等をさせていただいております。医療機関につきましても、特に連絡等がなければ通常通り受診していただけます。 現在、感染者情報について多くのお問い合わせをいただいております。感染拡大防止に必要な情報は引き続き開示してまいります。

要望・意見
ゴミ収集の時間帯を夜間にしていただきたい。テレビで、夜間に収集することで①渋滞②カラスがゴミを散らかす③ゴミの腐臭という問題が無くなった福岡のゴミ収集を取り上げていた。是非、西宮市でも取り入れてください。
市の回答・対応
今回、お問い合わせいただきましたごみの夜間収集ですが、共働きをしている世帯のコンテナ（もやさないごみ、ペットボトル）の準備、片付けなどのメリットがあるかと思われます。 しかしながら、夜間収集を行なうためには、必然的に夜間にごみ出しをしていただくこととなりますので、ごみ出しマナーの低下や不法投棄、または資源物の持ち去り行為等の増加が懸念され、特に閑静な住宅地が多い本市にとって、夜間収集による騒音は大きな問題になると考えております。また、夜間での作業となることから収集コストの大幅な増加にも繋がるため、本市では夜間収集を行なうことは困難であると考えております。 本市におけるカラス対策に関しましては、もやすごみの午前中収集や、被害多発地域における被害防止対策チラシのポスティングを実施しているほか、市民に対し、正しいネットの使用方法やごみ出しマナーの遵守、餌となる生ごみの減量等の具体的な対策についての助言や指導に取り組んでおります。 具体的にごみステーションの場所を教えていただければ、ごみステーションの利用者に対して正しいネットの使用方法やごみ出しマナー等の助言をさせていただきます。 今後も現行の施策を推進しながら、他の自治体における対応事例等の調査・研究を行ない、有効な対策の検討を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

要望・意見
保育証書授与式について、新型感染症予防対策として式典時間を短縮して行うことは納得した。しかし、式典参加人数が1家庭1名まで、という内容についてはどうしても納得出来ない。卒所する我が子は夫婦2人で育ててきた。密室が危険だということであれば、園庭で椅子を並べての開催を承諾してほしい。「1家庭2名まで」が対応できる策をご検討ください。
市の回答・対応
厚生労働省より、風通しの悪い空間や人が至近距離で密集する環境は感染リスクが高いことから、実施方法を検討するよう要請を受けております。 学校に比べて狭い保育室で保育証書授与式を実施するにあたり、感染拡大防止の観点から、園児や保護者の皆様との距離を確保するため、最低限の人数参加(1家族1名)とすることが必要であると判断しました。 また、保育証書授与式は、子供たちが以前から準備を重ねてきた行事です。天候に左右されることなく慣れ親しんだ環境で執り行うために、保育室内で実施することといたします。 大切な子供たちやご家庭の皆様を守るための対応ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

要望・意見
普段、さくらやまなみバスで通勤しているが、その時にいつも各バス停に自転車置き場などがあればとても便利だと思う。バス停周辺を見れば設置出来そうなスペースもあり、有料や契約制にしても利用者は確実にいるのではないだろうかと思う。設置出来そうなところに駐輪場を設置すれば北部のバスの利用者は増えるのではないだろうかと思うので是非検討していただければと思う。
市の回答・対応
ご提案いただきました、バス停周辺での自転車駐車場(駐輪場)につきましては、これまで、バス利用者等からそのようなご要望の声は特になく、また、設置に際しては用地の確保及び設置・維持管理などの課題もございます。しかしながら、ご提案の内容は、さくらやまなみバスを含めた公共交通の利用促進につながる可能性も期待できることから、今後、地域ニーズの把握や他市の事例等の研究に努めてまいります。引き続き、さくらやまなみバスの利便性向上に努めてまいりますので、今後ともご利用くださいますようよろしくお願いいたします。

要望・意見
酒蔵通りや臨港線の横断歩道で、自転車横断帯を消して、次々に茶色のポールが設置されている。最近自転車が乗れるようになった我が子に「自転車に乗っている時は自転車マークがあるレーンを通る、自転車に乗ったまま横断歩道を走行しない、歩行者は自転車のレーンを歩かない」など交通ルールを教えている最中なのに、自転車横断帯がどんどん無くなり困惑している。自転車は茶色のポールを避けて車道を渡るのか、横断歩道では自転車を降りて横断しなければならないのか、はっきりと掲示して欲しい。何の為のポールの設置なのか。ポールの設置で道が狭くなり、歩行者と自転車が接触する機会が増すと思う。
市の回答・対応
自転車横断帯につきましては、平成 23 年 10 月 25 日付警察庁通知「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」に基づき、管理者である警察において撤去を進めています。 茶色のポールの設置につきましては、昨年5月に発生した滋賀県大津市での子供が犠牲となる事故を受け、主要交差点において歩行者の歩道通行の安全を図ることを目的に交差点安全対策工事を市が実施したものです。

要望・意見
神戸市にストリートピアノがあり、非常に良い雰囲気だった。西宮市も芸術に力を入れていると聞いたので、子供達に本物のピアノを弾く機会を与えてほしい。
市の回答・対応
ご提案のストリートピアノも、本市のまちづくりに魅力を加えるものと考えます。民間事業者等のお考えなどにも注意を払いながら、検討を進めてまいります。

2　市民の声

(2)文書によるもの　受付件数 418 件(前年度 842 件)

(うち「市長への手紙」の受付件数 184 件)

【　処理結果　】

実施・実現したもの	13 件
調査・検討を要するとしたもの	16 件
要望に沿うことができなかったもの	23 件
質問に対し回答・教示を行ったもの	46 件
市政に対する意見として処理	298 件
関係機関へ要望として伝えたもの	6 件
原因者に対し指導を行ったもの	16 件
合計	418 件

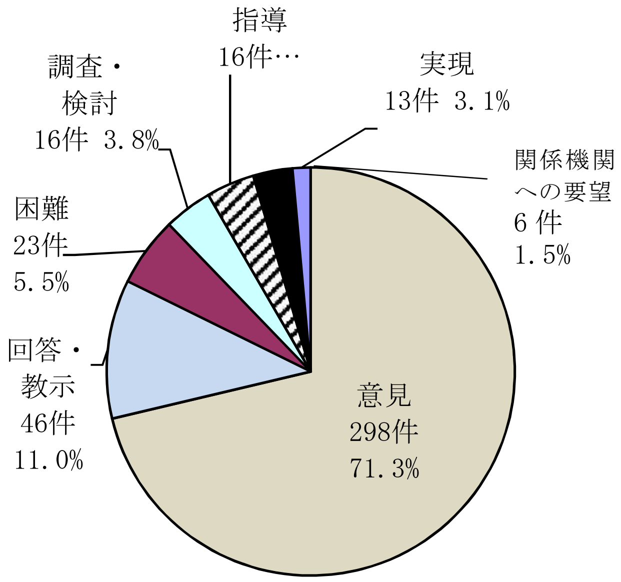

［局別受付件数］772件

（複数局にまたがるものがあるため受付件数とは一致しません。）

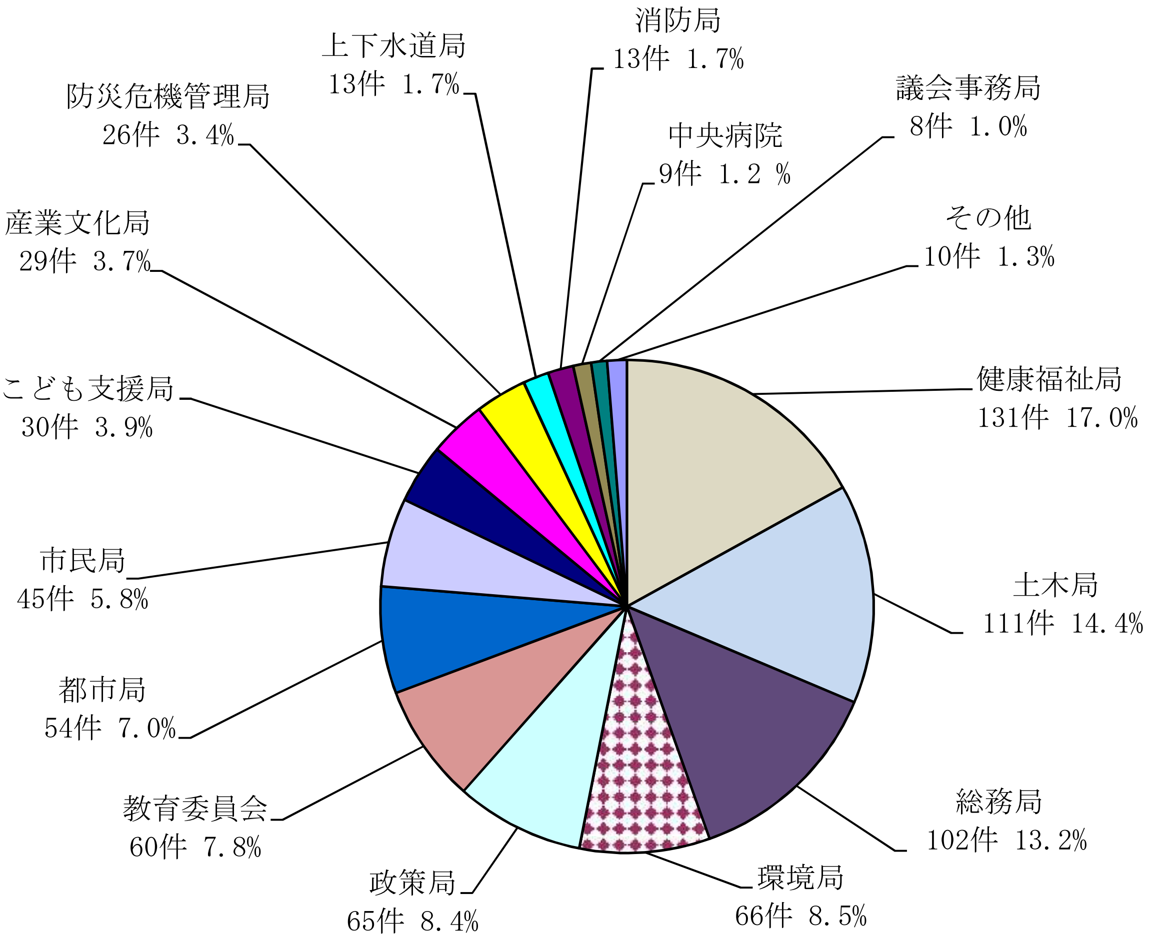

【要望内容別受付件数】

要望内容	件数	割合
職員人事、給与、福利厚生及び研修	63	8.2%
道路	54	7.0%
健康づくり及び地域保健	53	6.9%
広報及び広聴	34	4.4%
生活自立の援助	32	4.1%
社会教育	31	4.0%
市営住宅	30	3.9%
学校教育	29	3.8%
障がいのある人の福祉	28	3.6%
ごみの収集及び処分	24	3.1%
交通安全対策	20	2.6%
環境学習の推進	19	2.5%
公園及び緑地	19	2.5%
市行政全般にわたる総合計画	18	2.3%
市民生活及び市民活動	16	2.1%
高齢者の福祉及び介護保険	16	2.1%
保育所	16	2.1%
環境衛生	16	2.1%
地域防災	15	1.9%
庁舎管理	15	1.9%

要望内容	件数	割合
市税及び諸収入金	14	1.8%
保育所以外の児童福祉	14	1.8%
自転車対策	14	1.8%
秘書及び渉外	13	1.7%
消防事務	13	1.7%
災害時の対応	11	1.4%
都市計画及び交通計画	11	1.4%
戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明	10	1.3%
国民健康保険、国民年金及び医療助成	10	1.3%
開発行為に係る指導及び審査	8	1.0%
食肉センター	7	0.9%
文化施設及びスポーツ振興	7	0.9%
環境保全	7	0.9%
中央病院事務	7	0.9%
下水道事業	7	0.9%
市議会への請願及び陳情	7	0.9%
法制、条例等の審査及び訴訟	6	0.8%
農業振興	6	0.8%
上水道事業	6	0.8%
建築に係る指導及び審査	5	0.6%

要望内容	件数	割合
雇用労働	4	0.5%
高齢者医療保険	4	0.5%
水路	4	0.5%
選挙事務	4	0.5%
支所	3	0.4%
観光振興	3	0.4%
監査事務	3	0.4%
情報公開及び個人情報	2	0.3%
市有財産	2	0.3%
人権平和	2	0.3%
消費者センター	2	0.3%
社会福祉法人の指導	2	0.3%
中央病院の対応	2	0.3%
会計事務	2	0.3%
公平事務	1	0.1%
議員の対応	1	0.1%

合　計	772

※構成比(％)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、
合計しても必ずしも 100 とはなりません。

【主な要望・意見と市の回答・対応】

※回答内容はご意見をいただいた時点のものです。また、掲載にあたっては内容を要約しています。

要望・意見
宝塚市のプール以外の施設の利用に際し、西宮市の市民は料金加算がある。何故なのか。
市の回答・対応
各市とも公共施設等を設置し、運営していく財源としましては、各市の市民税や固定資産税などが充てられています。このため、公共施設等を使用するにあたり、納税者である市内在住者と市外在住者で差異を設けている場合が一般的です。 そのような中で、各市間で公共施設等の相互利用の協定を結ぶなどにより、市外在住者であっても市内在住者と同じ条件で利用が可能となっている場合がありますが、公共施設等によっては、市内在住者の利用が困難となることや、利用者数全体が減少することなどが懸念されます。 現在、図書館等の一部の施設利用については宝塚市民と同様の利用が可能になっておりますが、今後も公平性の観点を踏まえつつ、市民福祉の向上を図るため、他市との広域連携及び広域利用の可能性について引き続き検討してまいります。

要望・意見
「健康・医療相談ハローにしのみや」が機能していない。あんなに大々的にスタートしたにもかかわらず、何度電話しても、つながらない。24 時間体制でドクターや看護師を常駐していない。24 時間を売りにするなら、人を増やすなどきちんとつながるようにするべきだ。
市の回答・対応
「健康・医療相談ハローにしのみや」は、多くの市民の皆さんにご利用いただき、年々利用件数が増加しております。 相談員を増員するなど日々努めておりますが、時間帯によっては混み合うことがございます。ご不便をおかけして申し訳ございません。 つながりにくい場合は、そのままお待ちいただくか、時間をおいておかけ直しいただくようお願いいたします。なお、そのままお待ちいただいた方がより早くつながる旨申し添えます。

要望・意見
白水峡墓地にお墓参りのため、お彼岸のバスで行ったが、墓地が端の方にあり、杖歩行では時間内に往復できない。公園内をバスで何カ所か巡回できないか。若い人なら階段を使ってお墓参りできるが、老人には無理である。
市の回答・対応
白水峡公園墓地では、盆・彼岸の時季には、多い時で車両が1日あたり約 1,500 台通行しており、園路の幅員も十分でない状況と、参拝者の安全面の確保の観点からも、臨時(墓参)バスに係る園内巡回経路を直ちに延伸することは困難と考えております。 園内における移動手段につきましては、解決すべき課題を整理した上で、墓園内にて巡回バスなどが運行できるかを研究してまいります。

要望・意見
市役所へ何年かぶりに来て「市長への手紙」を知った。目安箱なるものを市内各所に置かれては如何か。
市の回答・対応
以前より市政に関する提案や意見、要望などをお寄せいただく「市民の声（市長への手紙）」はEメールや郵送、FAXで受付しておりましたが、平成 30 年 11 月より、市役所本庁舎ほか各支所など市内 9 カ所に設置した投函箱でも受付を始めております。

要望・意見
市立体育館にイベントの問い合わせをした。使用の予約は入っているが、何をするかまたイベントは何時からかは体育館は把握していないとの返事。せめて時間ぐらいわからないものなのか。
市の回答・対応
イベントの問い合わせに関しては、一般に公表しているイベント情報であっても、施設で最新情報を把握してないため、不正確な情報をお伝えした場合、イベントの参加者及び主催者にご迷惑をおかけすることになりますので、施設での詳しい案内はしておりません。詳細については直接主催者に問い合わせいただくようお願いいたします。

要望・意見
最近、アシスト自転車やチャイルド自転車も増えて、歩行者と自転車利用者の通行についての危険度が極めて増していると感じる。これを解消するには歩道に簡単な線を引くことでかなり改善されると思う。取り敢えず線が引いてあれば、意識するきっかけになりお互いに譲りあって上手くいくのではないだろうか。
市の回答・対応
現在本市では、自転車で「安全に快適に」お出かけできるまちを目標とし自転車利用環境改善計画を策定中です。計画策定後は道路交通法による規制を所管する公安委員会(警察)等の関係機関と協議を行いながら、自転車道整備や自転車の走行位置の明示等の対策を進めていく予定ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

要望・意見
他市では本籍入りの住民票の請求は、本籍なしの分と両方受け取って処理してくれる。しかし、西宮市は本籍なしの除票を出してから、もう一度申込みをして次に本籍入りを出すルールと言われた。とても不便であるため、1回で両方出してほしい。
市の回答・対応
現在は「死亡確認」の為に請求される住民票除票と、「相続人確定」の為に請求される本籍地記載の住民票除票では用途も別であり、別の請求であるとの見解で、請求時も1件ずつ受けさせていただいているところです。 ご指摘のとおり申請者様にはご不便をおかけしていることを考え、今後はそれぞれの申請書を事前にご準備いただいている場合に限り、一度に受付を済ませるように手順を変更いたします。

要望・意見
武庫川河川敷について、去年の台風から土砂が流され、石がムキ出し状態になっている。風の関係もあるが、川の向かいの尼崎とはかなり設備に差があり格好が悪い。砂もしくは芝や草を植えて使いやすくしてほしい。
市の回答・対応
武庫川河川敷の整備につきましては、ご指摘のとおり台風による影響で広範囲に土砂の流出や倒木が見られたため、順次危険な箇所から優先的に補修してまいりました。 今後につきましては、走路やグラウンドを中心に整地や土の補充を適宜行い、適切な維持管理に努めてまいります。

要望・意見
市職員の制服は入社時に支給されているのに、なぜ着用しないのか。個人の自由なのか。制服は着用し、名札もつけるべきである。着ないのであれば、支給や貸与はやめるべき。
市の回答・対応
市職員の職務中の被服及び名札に関し、内部の規程に基づき、貸与し、着用することを原則としておりますが、被服の着用につきましては、業務内容、気候及び体調等に応じて、市職員としての品位を損なわない範囲で調整する場合もあります。 今後も公務員としての品位を損なわないよう服務規律の確保に努めてまいります。

3　政党・会派要望

政党・会派等から計 989 項目の要望を受けました。（昨年度 1,039 項目）

予算要望受付状況（各局別）
（複数局にまたがるものがあるため、項目数は一致しません。）

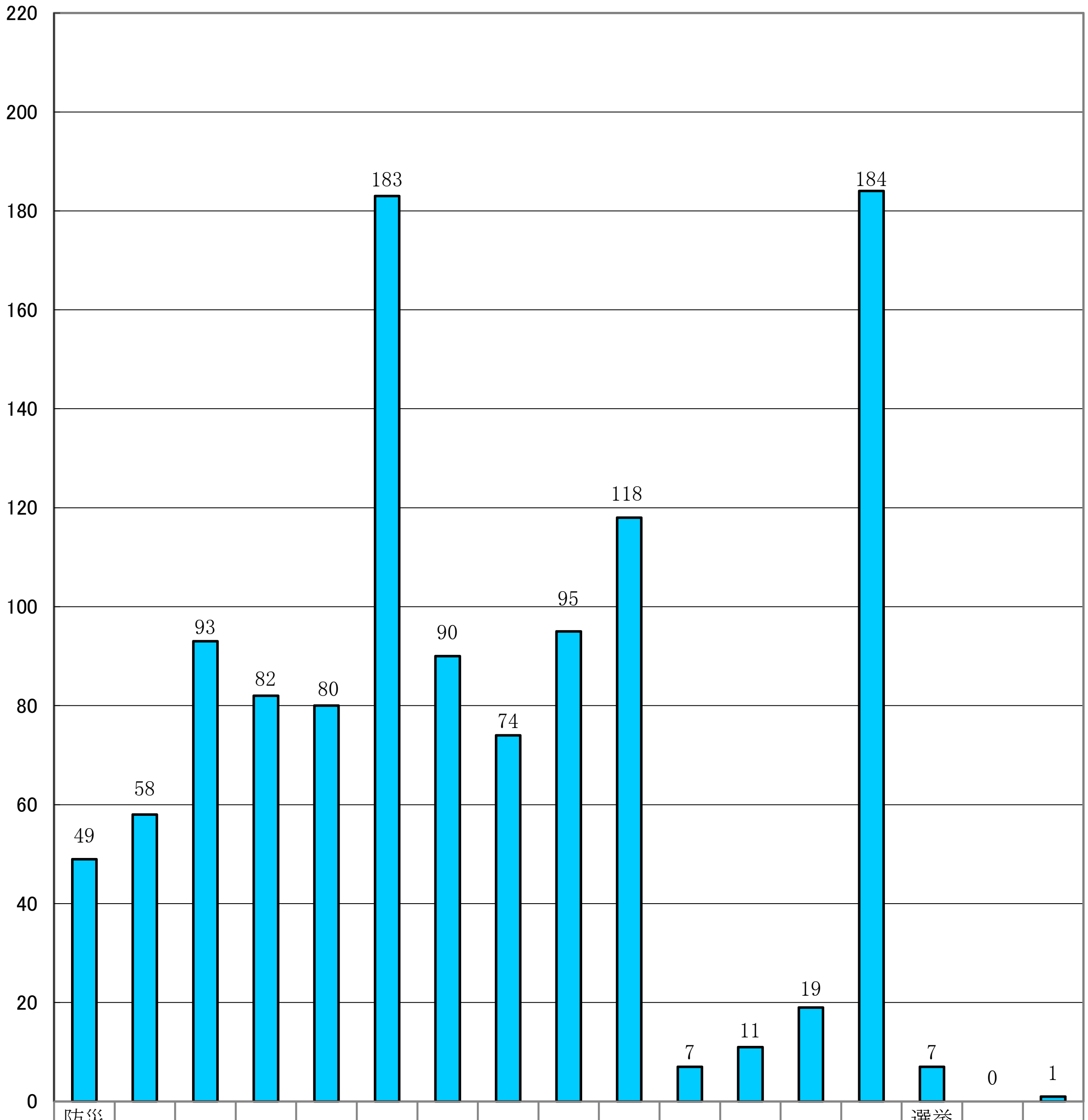

防災危機管理局	政策局	総務局	市民局	産業文化局	健康福祉局	こども支援局	環境局	都市局	土木局	中央病院	消防局	上下水道局	教育委員会	選挙管理委員会	議会事務局	会計
49	58	93	82	80	183	90	74	95	118	7	11	19	184	7	0	1

4　市民意識調査

●調査の目的

　この調査は、市政に対する市民の意識とその動向を把握するとともに、積極的に「市民の声」を聴き、今後の施策策定ならびに市政運営上の基礎資料とするため、昭和 29 年から行っています。

●調査の設計

◎調査内容と設問設定

　今回の調査は、「自転車利用環境の改善について」「公民館地域学習推進員会講座について」「消費生活に関する意識・行動について」「男女共同参画に関する意識について」「多文化共生について」の5つの項目について市民の意識をたずねるため、フェイスシートと合わせ、次のとおり設問を作成しました。

◇フェイスシート	8 問
（1）　自転車利用環境の改善について	5 問
（2）　公民館地域学習推進員会講座について	5 問
（3）　消費生活に関する意識・行動について	6 問
（4）　男女共同参画に関する意識について	4 問
（5）　多文化共生について	3 問
合　計	31 問

◎調査の状況

◇調 査 地 域　　市内全域

◇調 査 対 象　　令和元年8月1日現在の住民登録のある 18 歳以上（外国人住民を含む）の市民（母集団　400,897 人）

◇抽 出 方 法　　系統的無作為抽出法（コンピュータによる等間隔抽出）

◇標　本　数　　3,500（母集団の 0.87％）

◇調 査 方 法　　郵送法（調査票の配布・回収はすべて郵送によるものです）

◇調 査 期 間　　令和元年9月1日～9月 30 日

●回収の結果

◎有効回収数・回収率

◇発　送　数	3,500	（前年度 3,500）
◇回　収　数	1,789	（　〃　1,834）
◇有効回収数	1,788	（　〃　1,831）
◇未 回 収 数	1,711	（　〃　1,666）
◇有効回収率	51.1％	（　〃　52.3％）
	男性 42.3％・女性 54.6％	

● これまでの調査内容一覧（平成元年度以降）

年　度	内　　　　容
平成元年度	まちづくり　生活環境　路線バス　選挙の投票　「市議会だより」
2年度	都市景観　国民年金　国民健康保険　救急（応急処置）　消防テレホンサービス
3年度	まちづくり　生活環境　高齢化社会　防火・防災
4年度	市民と大学　女性と生活　同和問題　市政ニュース　図書館
5年度	ごみの減量化とリサイクル　地域文化　宮水と地下水　健康づくり
6年度	ごみ処理とリサイクル　青少年の健全育成　選挙の投票　健康づくり
7年度	建物の被害と地震直後　震災後の生活　行政とボランティア　地域の自主防災活動 現在の状況とまちづくり
8年度	震災とその後の状況　防災対策と自主防災　住みよい地域づくり　復興とまちづくり
9年度	まちづくり　生活環境　大学とまちづくり　救急（応急手当）　悪質商法
10 年度	高齢化施策　介護保険制度　子育て施策　生涯学習施策　広報施策
11 年度	行財政改善　環境・資源、高度浄水処理　自動車交通とバス
12 年度	芸術文化　心の健康　地域保健　防災・火災　墓地　市議会だより
13 年度	これからの住まいとまちづくり　ごみ減量化　たばこ　広報
14 年度	文化のまちづくり　学校教育　公益活動や市民活動
15 年度	西宮のまちづくり　介護保険　西宮市の取組み（人権・消費生活・情報公開）
16 年度	のじぎく兵庫国体　学校教育や入試制度　いきいきした自分づくり 男女共同参画社会　市からのお知らせ　救急車などの利用
17 年度	たばこ　選挙の投票　よりよい福祉
18 年度	スポーツ　図書館の利用　地域防災　地域コミュニティ　健診
19 年度	西宮の景観・すまい　西宮市の情報提供などの取組み　人権　くらしの安全・安心 いきがい・学び
20 年度	消費生活　くらしの安心・安全　地域／ボランティア活動　水道水 西宮のこれからの「みちづくり」
21 年度	睡眠　男女共同参画　墓地　議会広報　光化学スモッグ　多文化共生
22 年度	市の職員像　にしのみや市民祭り　防犯活動・防犯カメラ　市政情報の提供 「農」のあるくらし　市の施設の利用
23 年度	防災　119番の利用　火災警報器（設備）　環境学習　自殺防止 参画と協働

年　度	内　　　　　　容
24 年度	選挙　　景観・すまい　　みちづくり　　人権の尊重　　スポーツ施設 地域情報誌「宮っ子」
25 年度	カラス被害　「文教住宅都市・西宮」　交通手段・道路環境　　市からのお知らせ 防犯　社会的ひきこもり
26 年度	生涯学習　自転車利用　消費者教育の推進　　家庭での防火対策 地域コミュニティ
27 年度	ストレスサインとその対処方法　　西宮市の魅力　生物多様性　　文化芸術
28 年度	平和施策の推進　　救急医療体制・電話医療相談　下水道事業・雨水浸水対策事業
29 年度	地域情報誌『宮っ子』　地域防犯活動　住宅防火　市からのお知らせ 人権問題
30 年度	市民の防災意識　シティプロモーション　「大学のまち」　障害のある人に対する理解
令和元年度	自転車利用環境の改善　　公民館地域学習推進員会講座 消費生活に関する意識・行動　　男女共同参画に関する意識　多文化共生

5　市政モニター制度

●調査の目的

市政の課題、市民生活に関する市政上の問題について、市民の意識・ニーズを迅速に把握し、市政運営に役立てるため、平成 25 年度より市政モニターによるアンケート調査を開始しました。

●概要

◇モニター対象者

西宮市に住民登録のある 18 歳以上の市民(外国人住民を含む)、おおむね 400 名とする。

ただし、西宮市職員及び西宮市議会議員を除く。

◇モニターの決定

6月1日現在の住民基本台帳から系統的無作為抽出(コンピュータによる等間隔抽出)により選出したモニター候補者に就任を依頼し、承諾を得た方について市長が委嘱する。

◇就任期間

就任通知の交付日から翌年の3月 31 日まで

◇活動内容

市政の課題や市民生活に関係の深いテーマに関するアンケート調査に、郵送またはインターネットにより回答する。

●令和元年度

◇モニター就任数

1,550 名に就任を依頼し、435 名を任命

◇調査内容

第1回（令和元年 7 月）

市の広報・広聴について

第2回（令和元年 9 月）

市役所本庁舎を中心としたまちづくりについて

第3回（令和元年 11 月）

消費者教育推進計画について

第4回（令和2年 1 月）

交通の利便性向上について

6　市長対話事業等

市民満足度の高い市政運営を実現するためには、市政についての正確な情報を市民に提供し、行政課題についての情報を共有することが大切です。このため、平成 30 年度に引き続き「S.N.S MEETING」と題して計 14 会場で実施し、計 311 人にご参加いただきました。

また、市職員が直接地域に講師として出向き、市の事業や制度について説明する市政出前講座「まちかどレクにしのみや」を実施しました。

それぞれの実施状況は次のとおりです。

(1)令和元年度「市政報告・広聴会」(S.N.S ミーティング)

ア. 開催概要

＜春期開催＞※託児あり

・市長より「平成 31 年度　施政方針と主な事業」及び「第5次総合計画」について説明を行った後、市長の説明内容に限らず広く市政全般について参加者よりご意見をお聴きしました。

月日	曜日	時間	会場	参加人数
5月 18 日	土	10 時 00 分～11 時 15 分	大社公民館	25
		13 時 30 分～14 時 45 分	甲東センター	27
5月 19 日	土	11 時 00 分～12 時 15 分	塩瀬公民館	38
		14 時 00 分～15 時 15 分	山口公民館	22
5月 26 日	日	10 時 00 分～11 時 15 分	瓦木公民館	26
		13 時 30 分～14 時 45 分	鳴尾中央センター	27
		16 時 30 分～17 時 45 分	香櫨園市民センター	18
合　計				183

参加は事前申込制とし、空席がある場合は当日受付を実施。

＜秋期開催＞※託児あり

・「みんなと考えたい『ごみ』と『エネルギー』」とテーマを掲げて実施し、市長よりパワーポイントでテーマについての説明を行った後、今回のテーマに関する内容と市政全般について参加者よりご意見をお聴きしました。

月日	曜日	時間	会場	参加人数
11 月 9 日	土	12 時 30 分～13 時 50 分	神原公民館	19
11 月 17 日	日	10 時 00 分～11 時 20 分	今津公民館	17
		15 時 30 分～16 時 50 分	上甲子園公民館	12
11 月 23 日	土	13 時 30 分～14 時 50 分	鳴尾中央センター	21
		16 時 00 分～17 時 20 分	甲東センター	16
11 月 24 日	日	10 時 00 分～11 時 20 分	山口公民館	20
		13 時 30 分～14 時 50 分	塩瀬公民館	23
合　計				128

参加は事前申込制とし、空席がある場合は当日受付を実施。

イ.　いただいた主なご意見と市の対応方針

※対応方針はご意見をいただいた時点のものです。また、掲載にあたっては内容を要約しています。

a.春期開催

ご意見の要旨	対応方針（回答）
名神湾岸連絡線により、名神から大阪方面にもつながる。西宮でもかなりの交通量の増加が予想されるが、浜甲子園団地の沖合の湾岸道路には遮音壁がない。 国の事業ではあるが、今の住環境を守るために市にも働きかけをお願いしたい。	阪神高速5号湾岸線等につきましては、阪神高速道路株式会社により毎年騒音測定を実施しており、これまで昼間・夜間ともに環境基準を下回っておりますが、名神湾岸連絡線の整備により交通 状況の変化が予想されることから、引き続き注視してまいります。
甲東地区は子供が増えたので公園を作ってほしい。	市内の公園には、大小約 2,000 基の遊具があり、市ではこれら老朽化した遊具の更新を最優先に進めており、公園の新設には、多額の用地費や整備費を要することから、早期の対応が難しい状況でございますが、長期的な課題として検討してまいります。
塩瀬地区は公共交通が少なく、若い人が住み着きにくい。不便だ。	塩瀬地区には、鉄道駅及びバス停から一定距離の離れた公共交通不便地域が存在し、その改善が難しいことも認識しております。こうした課題の改善に向けては、コミュニティ交通「ぐるっと生瀬」を運行されている生瀬地区のように地域主体の取り組み事例があります。同様に、今後、地域の皆さまがコミュニティ交通の導入に向けた取り組みを行う際には、市は支援を行ってまいります。
甲子園口は瓦木支所管内であるが、JRを越える道は中津浜線ともう一つしかない。土日は混雑する。JRを越える道を検討しているのか。	当該地域でJRを越える都市計画道路としては、甲子園段上線がありますが、JR神戸線との立体交差化に多額の事費が必要となることや、道路幅員の大幅な見直しが必要となることなどから、事業化は困難な状況であり、今後の長期的な課題と考えております。 また、現在アサヒビール工場跡地付近で、JRを横断する歩行者・自転車の通路の整備について検討しています。JR横断通路の実現にあたっては、多額の事業費を確保する必要があるほか、JR用地や 北側の学校用地の取得、横断通路以北の歩行者・自転車ルートの確保など、多くの課題がありますが、統合新病院など周辺の土地利用の動向も見ながら、事業化について引き続き検討してまいります。
少子化で施設の統廃合が出てくる。民間では塩漬けにすることは考えられない。高須では 10 年かかっている。休園でも決定してから2～3年あるのだから、青写真は描けるだろう。スピード感、コスト意識がない。	老朽化が進む公共施設が、今後、次々に更新時期を迎えることや、少子高齢化の進展等に伴う社会情勢の変化により、財政状況は一層厳しさを増していくことが予測されることから、財政負担の平準化やトータルコストの縮減を図るため、長寿命化によるもののほか、集約化や複合化、転用、廃止など施設の特性に応じた保全・再編計画の策定について検討を進めていくこととしております。
市長選挙の際、石井市長は全ての学校区にこども食堂を設置 すると言っていたが、どうなっているのか。	現在、子ども食堂の新規開設や運営面での（仮称）情報交換会を開催するための準備を進めており、サポート体制を作ることで箇所数の増加を目指します。

台風21号で南甲子園公民館は避難所として開いていない。高潮の後で開くことになった。どこへ避難したらいいか。スタッフがいないなら自治会で開けられるようにして、訓練すればよいのではないか。	災害毎に開設される避難所は、本年度に配付したハザードマップで確認することができます。避難所の開設・運営につきましては、地域住民によることが望ましいと考えますが、地域住民と施設管理者の合意形成が必要です。今後のルール作りに向けて検討してまいります。

b.秋期開催

ご意見の要旨	対応方針(回答)
ペットボトルは市が回収した後どうなっているのか。中国へ輸出しているのか、それとも近年は中国が受け入れなくなっているため他のアジアの国に輸出しているのか。「お金になる」や「お金にならない」ではなく、自分達が出したものを自分達で処理できないようではいけない。	収集したペットボトルは東部総合処理センターの中間処理施設で不適物を除去し圧縮梱包してベールの状態にして日本容器包装リサイクル協会に引渡しています。ベールは同協会の委託を受けた業者の再商品化工場へ搬入されて解体、選別、洗浄などの工程を経てフレーク化され、国内の加工業者の工場でペットボトル、卵パックや短繊維製品(自動車の内装材、絨毯等)となり、国内の市場に流通しています。現在、ペットボトルのベールは有価で引渡して、黒字となっています。
ごみを捨てるとき、プラごみの弁当箱などでも、妻は「きれいに洗わないと」と気にしている。もっと簡便に捨てられればプラごみの分別ももっと進むのではないか。	弁当ガラ等のその他プラについては、ラベルを剥がし、汚れているものはふき取るか水ですすいで からお出しいただきますようお願いいたします。 なお、汚れが落ちないものについては、その他プラとして分別排出されると適切なリサイクルができなくなるため、処理過程において手選別により 除去する必要が生じることから、燃やすごみとしてお出しいただいて構いません。汚れの程度については、個人の感覚にもよりますが、市HPやハローごみにて写真を掲出していますので、参考としてご覧ください。
兵庫県や県下の自治体でバイオマスをやっている。今回の話ではバイオマスの話が全く出てきていない。下水汚泥や食品ロスはバイオマスで解決することもある。西宮市には工場が少ないが、北部には燃料となる森林資源がある。	本市の下水汚泥については、兵庫県の施設で広域処理されているので、バイオマスを行うためには生ごみ等、ごみからバイオマスに適したごみのみのバイオマス利用となります。なお、バイオマス処理に使用する木材は剪定枝が主となりますが、剪定枝の発生実績量、季節変動などを考慮し、有効であるかの検討が必要です。
西宮市の自然エネルギーの利用率はどうなっているか。公共の場所であまり太陽光発電を見かけない。もう少し自然エネルギーの利用を市として取り組むべきではないか。	西宮市の公共施設では、2018 年度までに 23 か所に太陽光発電設備を設置しています。引き続き、新増設施設への太陽光発電設備の導入について、費用対効果等を考慮し、関係部局間で調整しながら検討していきます。
西宮市全体のごみ問題については市長の講演であらかた分かったが、各地区ごとでごみ総量の増減は明確になっているか。それぞれの地域での問題点を教えて欲しい。	現在、収集人口ベースで約 74%の地域を委託業者が収集し、残りの約 26%の地域を市が収集しています。各収集車毎の計量データは把握していますが、各車両の収集ルートは町単位等を意識して設定していないため、小学校区単位等の地区別集計の算出は困難です。小学校区単位等のデータ収集を目的とした収集ルートおよび委託地区の地区割変更は、大幅な収集曜日の変更が必要です。また、非効率な収集ルートを組む必要性が生じることから、収集効率の低下に伴う収集コストの増に繋がるため困難です。

全国の 40%の自治体では、ごみ袋を有料化している。反対もあるかと思うが、ごみ袋を有料化すれば、ごみを減らすという意識が働くと思う。発生そのものを減らすという点では一つの手段だと思う。	もやすごみの中には、紙ごみやその他プラ等、資源化が可能なものが多く混入しており、中身の見えない袋を使用できることが適正な分別排出の阻害要因の一つであると推測しています。分別排出の徹底および再資源化を推進する観点から、指定袋制度の導入は一定の効果が得られる有効策であることから、指定袋制度の導入を検討中です。 指定袋制度には、①市が指定するデザインにて作成された袋を用い、袋代にごみ処理手数料を上乗せする有料指定袋制度、②袋代にごみ処理手数料は含めない単純指定袋制度、③市販のごみ袋で構わないが使用できる色を制限する色指定制度の3つの手法がありますが、有料指定袋の導入は市民の経済的負担が大きいことから、慎重に検討すべきと考えております。 なお、指定袋の容量に関しては、①の有料指定袋または②の単純指定袋を導入する場合には、市販の袋を使用することができなくなりますが、世帯人数や年齢層、あるいはライフスタイルの違いなどにより、各世帯から発生するごみ量には差が生じることから、大・中・小などの複数の容量の袋を用意する必要があると考えております。
自分のごみがどうなっているか知らなかったので、西宮市の焼却場に見学に行きたいと思ったが、10 人以上の単位でないと申し込みができないので断念し、代わりに大阪の舞洲のごみ処 理場に見学に行った。舞洲では1、2人でも受け入れてくれるうえ、オープンデーもあるため行ってきた。せめて、4、5人なら母と子供でも2家族くらいで行けるので、西宮市のハードルを下げて欲しい。少人数やオープンデーを作ってくれたら行ってみたい。	清掃工場に興味・関心ありがとうございます。本市も、多くの方に西宮市の収集された「ごみ」が処理センターに運ばれた後、どのように処理されるのか。現在のごみ問題も一緒に考えていけるよう少人数でも見学できるオープンデーなどを検討します。

（2）まちかどレクにしのみや ～市政出前講座～

567 回実施 26,835 人参加

講 座 名	担 当 課	実施回数	参加人数
介護保険制度について	介護保険課	1	25
後期高齢者医療制度について	高齢者医療保険課	1	32
健康づくり、食育について ～出前保健講座～	健康増進課	117	5,199
食品衛生出前講座	食品衛生課	17	917
高齢者の健康づくりについて	地域共生推進課	16	310
環境学習都市推進事業	環境学習都市推進課	2	62
自然災害について	地域防災支援課	26	975
消防教室	消防局	248	11,915
自主防災組織について	地域防災支援課	1	14
救急講習会	消防局	136	7,206
西宮の景観について	都市デザイン課	2	180
合 計		567	26,835
（参考）平成 30 年度合計		593	25,228

7　庁舎見学会

本庁舎の屋上庭園等を案内しており、最近では小学校3年生時に実施する「西宮めぐり」のコースの一つとして活用されています。

その際には、屋上から市街地を展望しながら、西宮のまちや市役所の仕事について学ぶとともに、方位の学習等にも役立てています。

令和元年度については、市内の小学校8校、計 973 人が市庁舎等を見学しました。

相談業務のまとめ

1　専門相談

　市民の民事間の争いや悩みごとなど、日常生活上における諸問題について、弁護士や家庭裁判所の調停委員などの専門家がその解決のための助言にあたり、市民が明るく、安定した生活が営めるように相談に応じます。
　令和元年度に実施した専門相談は、以下のとおりです。

種　　別	内　　　容	曜　日	時　　間	相　談　者
交通事故相談	交通事故に関する損害賠償などの問題	月～金	午前９時～正午 午後１時～３時	専門相談員
法律相談	日常生活上の法律問題	月・水・金	午後１時～４時 （当日午前９時電話予約受付。月・金 16 件、水 8 件。なお、月・金 16 件のうち４件は１週間前〈閉庁日の場合は直前の開庁日〉の午前９時から電話予約受付。）	弁護士
家事相談	相続・離婚などの家庭問題	月・水・金	午前９時半～正午	家事相談員
公正証書相談	遺言や各種契約などの公正証書作成の指導	第１・３水	午後１時～４時 （受付は、３時半まで）	公証人
国・県の行政相談	国・県への苦情、要望など	第２・４水	午後１時～４時	行政相談委員
登記・境界相談	不動産の異動に伴う登記や境界などの問題	第１・３木	午後１時～４時	司法書士、 土地家屋調査士

〔平成 24 年度～令和元年度　市民生活相談実施状況〕

（単位：件）

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
交通事故相談	261	237	200	196	142	122	116	121
法律相談	1,786	1,743	1,801	1,742	1,743	1,667	1,704	1,733
家事相談	563	526	584	552	485	381	377	373
建築相談（※1）	144	120	103	113	—	—	—	—
公正証書相談	67	63	81	73	56	57	53	45
国・県の行政相談	35	25	25	24	26	31	28	23
登記・境界相談	161	144	148	158	170	131	142	150
不動産相談（※2）	160	124	135	131	—	—	—	—
計	3,177	2,982	3,077	2,989	2,622	2,389	2,420	2,445

※1：平成 28 年４月よりすまいづくり推進課へ移管
（※すまいづくり推進課への移管に伴い、「建築・リフォーム相談」へ名称を変更）
※2：平成 28 年４月よりすまいづくり推進課へ移管

〔法律相談・家事相談の内容と件数〕

【法律相談】 1,733 件

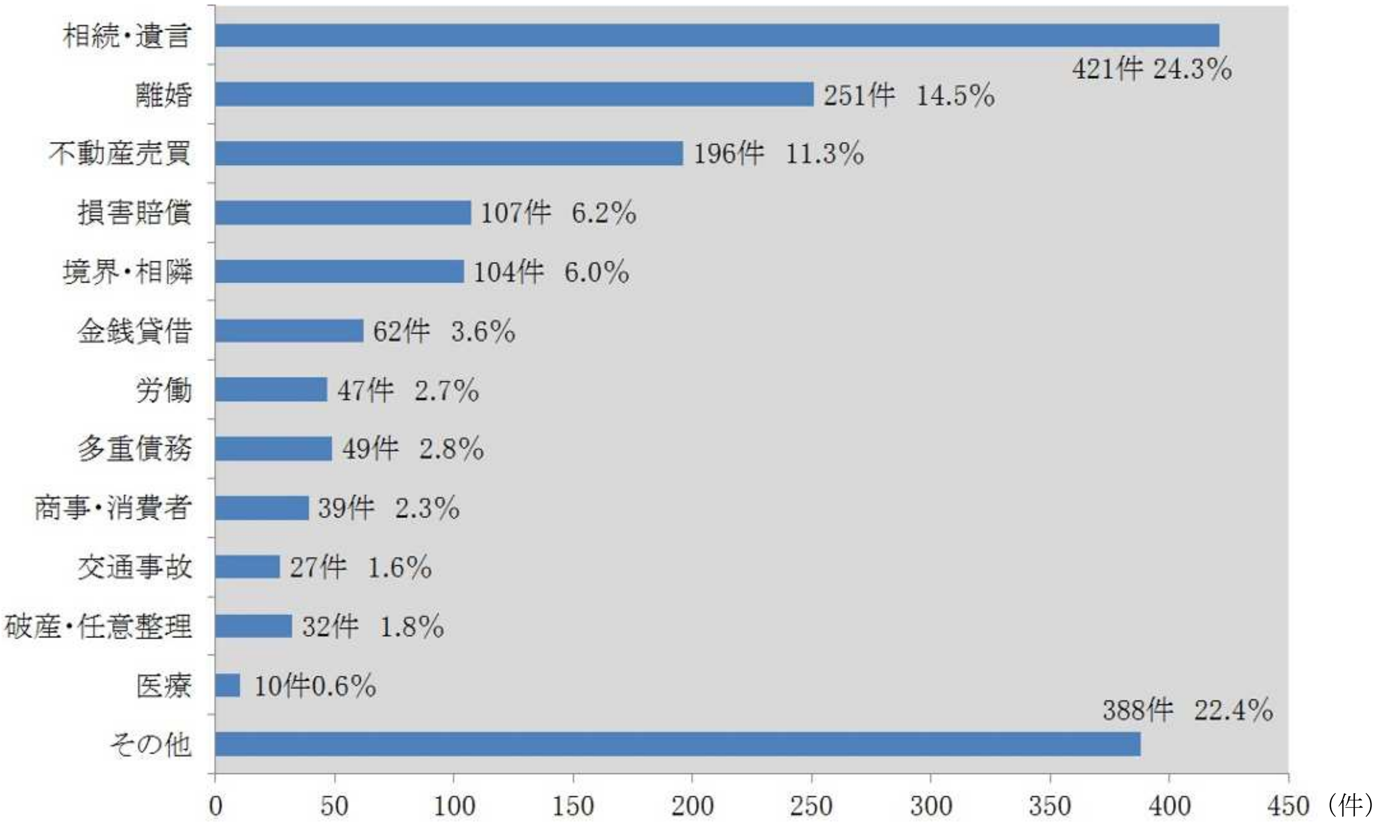

【家事相談】 373 件

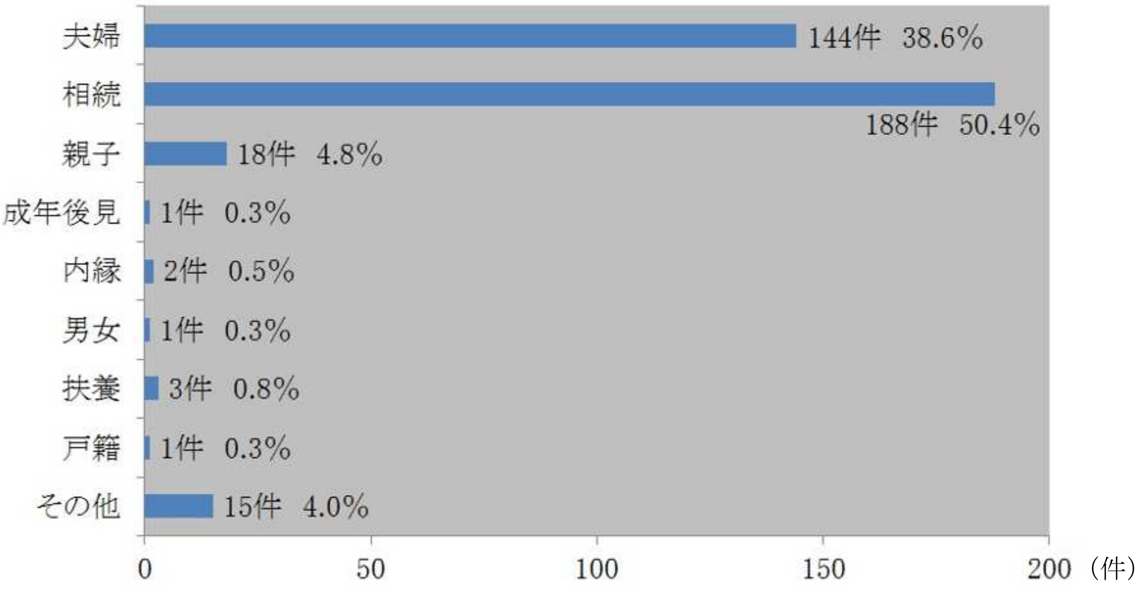

※構成比（％）は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

2　市政相談・市民生活相談

市役所には多くの市民が、市政に関することや日常生活上に起こる諸問題について、相談に来られます。

相談の内容をお聞きし、市行政に関する課題は担当課へ繋ぐことで、解決へ向かうよう努めています。市所管課や専門相談への案内をはじめ情報提供など、明るく安心できる市民生活を支援しています。

令和元年度の相談件数は、784 件でした。

令和元年度の市政相談等

相談種別	局名	件数
市政相談	防災危機管理局	4
	政策局	18
	総務局	35
	市民局	36
	産業文化局	40
	健康福祉局	86
	こども支援局	12
	環境局	43
	都市局	29
	土木局	30
	選挙管理委員会	1
	中央病院	4
	消防局	2
	上下水道局	4
	教育委員会	8
	議会事務局	2
	公社等	1
	国関係	7
	県関係	2
	計	364
市民生活相談		420
合　　計		784

3　特別合同相談

市民の日常生活上起こる身近な問題についての各種相談に対応するため、関係機関、団体等の協力を得て、総務省兵庫行政評価事務所、西宮地区行政相談委員協議会、西宮市の三者の主催で「特別合同相談所」を令和元年 10 月８日に開設しました。

参加機関は、次のとおりです。

神戸地方法務局西宮支局	近畿税理士会	兵庫県社会保険労務士会
兵庫県司法書士会阪神支部	阪神公証センター	西宮地区行政相談委員協議会
兵庫県土地家屋調査士会阪神支部	西宮市	兵庫行政評価事務所
兵庫県弁護士会		

機関別・内容別件数集計表

（単位：件）

機　関　別	件数
神戸地方法務局西宮支局	4
西宮市	2
兵庫県司法書士会阪神支部	10
近畿税理士会	12
兵庫県土地家屋調査士会阪神支部	3
兵庫県社会保険労務士会西宮支部	5
阪神公証センター	3
兵庫県弁護士会	9
行政相談委員	4
兵庫行政評価事務所	0
合　　計	52

行政相談分野別　受付件数	件数
公務員	0
消費者保護	1
行政手続	0
統計	0
郵政	0
ＩＴ・通信	0
安心・安全なくらし	0
法秩序維持	0
国民の権利擁護	14
出入国・輸出入	0
租税	16
公的財産・公共住宅	0
金融・財務	0
教育・文化	0
厚生	0
雇用・労働	2
社会福祉	0
保険・年金	5
農林水産業	0
工業・産業	0
運輸	0
観光	0
国土・都市	0
河川・海岸保全	0
道路	0
宅地・建物	0
環境保全	0
公衆衛生	0
選挙・国会	0
その他	0
民事関係	14
合　　計	52

※行政評価事務所データによる

４　外部公益通報

平成 18 年４月１日より公益通報者保護法が施行されました。この法律は、通報を理由とした解雇その他不利益取り扱いを制限し、公益通報者の保護を図ろうとするものです。

西宮市では、平成 18 年 11 月１日付で公益通報に関する要綱を制定し、運用を開始しています。

令和元年度は、相談０件、申請０件でした。

案 内 業 務

市役所に来られた市民に、各課や、市役所周辺の場所、行事等を案内しています。

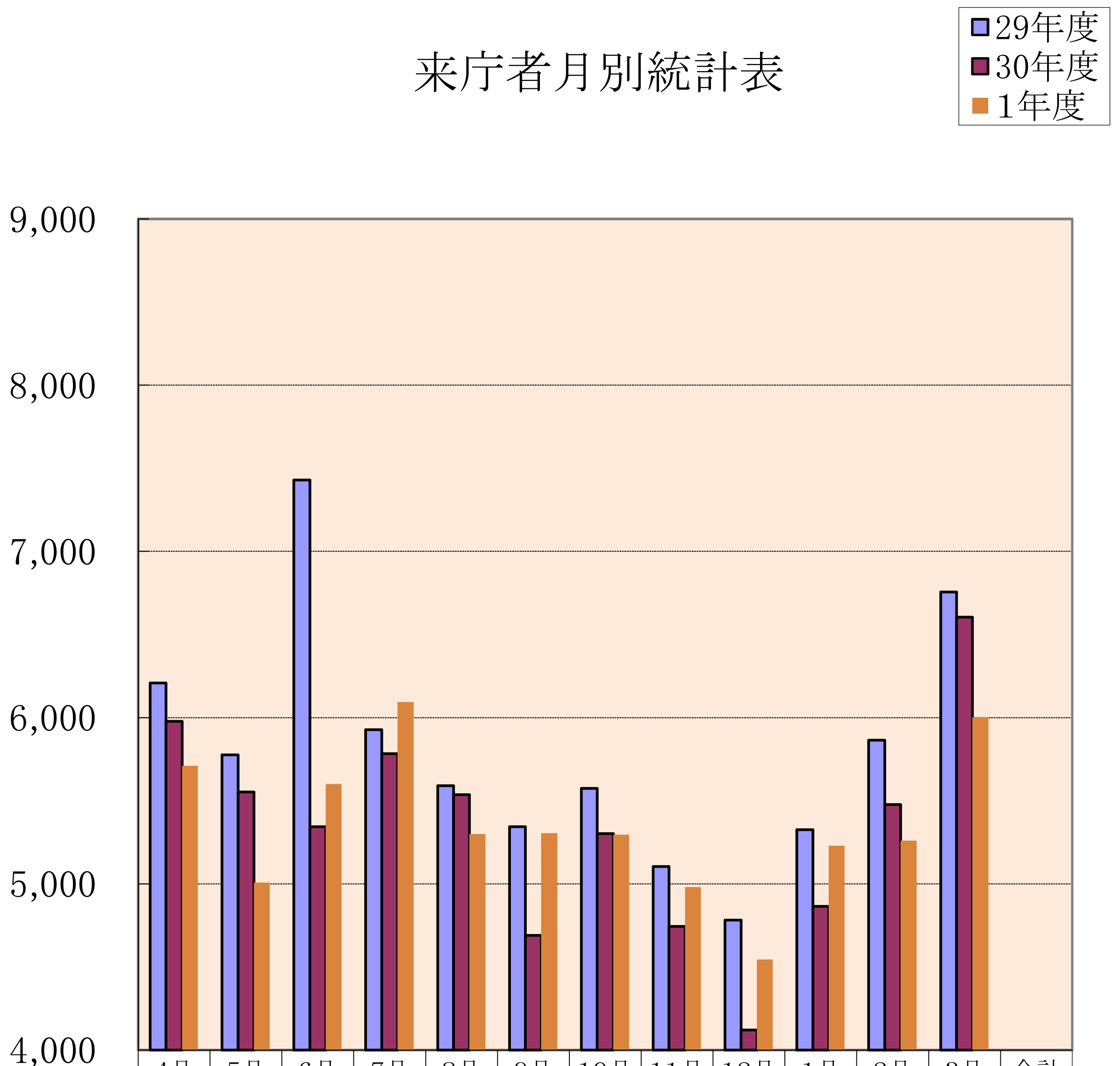

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
29年度	6,209	5,775	7,430	5,928	5,590	5,344	5,574	5,104	4,782	5,325	5,864	6,755	69,680
30年度	5,977	5,553	5,343	5,783	5,537	4,690	5,302	4,743	4,121	4,865	5,476	6,605	63,995
1年度	5,709	5,006	5,600	6,092	5,298	5,304	5,295	4,979	4,544	5,228	5,259	6,001	64,315

その他の業務

西宮市民憲章の推進

市制施行45周年を記念して制定された、「みどりとしあわせのまち」づくりを推進するための西宮市民憲章について、憲章額を公的施設に掲示するとともに、市刊行物や封筒に憲章を印刷し、その推進を図っています。

憲章額贈呈状況は16年度は2件　上ヶ原幼稚園、甲山自然学習館、17年度は1件　環境学習サポートセンター、18年度は1件　塩瀬中学校、23年度は3件　鳴尾公民館、香櫨園小学校、教育委員会庁舎、27年度は1件　瓦木公民館、30年度は1件　鳴尾支所でした。

西宮市民憲章（昭和45年11月３日制定）

美しい風光と豊かな伝統のまち、西宮の市民としてこの憲章を定めます。
これは未来へはばたくわたくしたちの合い言葉です。

その１　西宮を
　　みどりと青空の明るいまちにしましょう
その２　西宮を
　　教育と文化のかおり高いまちにしましょう
その３　西宮を
　　心のかよった福祉のまちにしましょう
その４　西宮を
　　希望にみちた産業のまちにしましょう
その５　西宮を
　　心身ともに健やかなしあわせのまちにしましょう

広聴の組織と事業のあゆみ

(1)広聴・相談業務担当組織の変遷

昭和２６年　４月	市政ニュース第一号に『市民の声を募る』と掲載。事業課担当
３０年　９月	公聴に関する事務分掌が規則化され、市長室企画広報課担当
３４年１０月	総務部広報統計課広報公聴係
３８年１０月	総務部広報安全課公聴係
１１月	公聴の常設室として新館１階に市民相談室を開設
４０年　４月	市長公室広報法制課
９月	本館正面に事務室を移動
４１年１０月	市民相談課を市政相談室に名称変更、市政相談のみ担当
４２年１０月	市長公室広報課
４４年　４月	市長公室広報公聴課　公聴係を主査制に変更
４６年　２月	勤労会館での相談業務を新庁舎１階公聴室に移動
４７年　４月	市長公室市民相談室
５０年１０月	総務局行政部市民相談室
５２年　４月	総務局市民相談室　＊「公聴」を「広聴」と呼称
５８年　４月	市長室市民相談課
平成１４年　４月	総合企画局市長室市民相談課
２４年　４月	政策局市長室市民相談課
２７年　４月	政策局戦略部市民相談課
２８年　４月	政策局市長室市民相談課

（２）広聴・相談業務のあゆみ

年　　度	内　　　　容
昭和３０年	公聴に関する事務分掌が規則化され市長室企画広報課が担当（９月）
３１年	世論調査実施（昭和２９年度に市内公立中学校生徒の保護者を対象に実施、昭和３１年度より毎年実施）
３６年	「巡察員制度」（市政パトロール）開始（９月）　＊４３年９月廃止
３８年	公聴係新設に伴い常設室として市民相談室を開設（１１月）
３９年	市政街頭相談開始　＊４２年４月廃止
４０年	市政モニター制度開始　＊４４年４月廃止
４３年	巡察員制度の廃止に伴い特別巡察実施（１２月、３月）
４４年	施設見学会開始　＊平成２６年１１月廃止 巡察員制度の廃止に伴い公聴専用電話（苦情１１０番）設置（１０月）
４５年	法律・家事・交通事故・交通事故法律・人権・心配ごと・県政一般・電話、電気相談を民生局社会部生活課より移管し、相談窓口の一本化 （各所管で個別に対応していたが、４２年１０月社会課市民生活相談係に統合、４４年生活課に事務移管）
４６年	課長級以上による市政公聴マン制度開始　＊５０年４月廃止
４７年	市民提案制度開始　＊５０年４月廃止 市長相談開始（６月）　＊５３年４月廃止
４８年	電話、電気相談廃止
４９年	行政相談開始
５１年	交通事故法律相談廃止 『市民の声』処理規則の制定（６月）
５２年	世論調査を市民意識調査に名称変更
５３年	年金相談開始　＊平成１９年４月廃止
５４年	宅地建物取引苦情相談開始（平成７年度より不動産相談に名称変更）
５６年	建築相談開始

年　　度	内　　　　容
平成　２年	庁舎総合案内業務を管財課より移管 パソコン通信による市政相談開始（６月）
４年	パソコン通信による市政モニター開始
５年	市長対話「トーキング・トゥモロー・西宮」開始（６月）
７年	震災復興特別相談所の開設（以降随時開設）
９年	登記境界相談開始（９月）
１０年	インターネットによる市政相談開始（８月） 公正証書相談開始（９月）
１１年	インターネットによる市政モニター開始（４月）
１３年	市長対話「まちかどトークにしのみや」開始（６月）
１５年	「まちかど三つの出会い」開始（７月） （①市長対話　②市政出前講座　③まちづくり工房）
１６年	「まちかどレクにしのみや」の講座内容等をホームページに掲載（７月）
１８年	西宮市外部公益通報に関する要綱の制定（１１月）
１９年	電子会議　廃止　　　年金相談　廃止 政党・会派等予算要望検索システム供用開始（７月）
２０年	税務相談　廃止 法律相談の間接受任開始（４月） 法律相談（多重債務相談）の直接受任開始（８月） 団体要望検索システム供用開始（８月）
２３年	市民の声検索システム供用開始（５月）
２５年	市政モニター制度開始
２６年	施設見学会廃止（１１月）
２８年	不動産相談・建築相談を都市局へ移管
３０年	投函箱の設置「市長への手紙」（１１月）

西宮市市民の声処理規則

（昭和51年6月1日
西宮市規則第11号）

最終改正：令和2年3月30日

（趣旨）

第1条　この規則は、市長の権限事務に関する市民の苦情、要望及び意見等（以下「市民の声」という。）の処理について必要な事項を定める。

（広聴主任及び広聴副主任の設置）

第2条　広聴活動の円滑な運営を期するため、別表に定める局部等に、同表に定める広聴主任及び広聴副主任を置く。

（広聴主任及び広聴副主任の任務）

第3条　広聴主任は、その属する局部等に係る事務全般の広聴活動について、つねに市民相談課長と密接な連絡を行う。

2　広聴副主任は、その属する局部等に係る事務全般について必要な広聴活動を行うとともに、広聴主任と密接な連絡のもとに市民相談課の実施する広聴活動に伴う協議調整を行う。

（原局等の責務）

第4条　局、会計室その他の市長の権限事務を補助執行する各機関（以下「原局等」という。）の長（担当課長を含む。以下同じ。）は、市民相談課長と緊密な連絡を保ちながら、原局等の分掌事務に関する市民の声を迅速かつ適正に処理しなければならない。

（市民相談課長との協議等）

第5条　原局等（秘書課及び市民相談課を除く。以下この項において同じ。）において受理した市民の声は、それぞれ原局等において処理しなければならない。この場合において当該市民の声が文書で作成され、かつその宛名が市長であるものについては、市民相談課長と協議しなければならない。

2　秘書課において受理した市民の声で、他の原局等で処理することが必要なものについては、当該市民の声と受理の事情を文書で市民相談課長に通知しなければならない。

（処理票による処理）

第6条　市民相談課長は、市民相談課において受理した市民の声で、他の原局等で処理することが必要なもの及び前条第2項の規定により通知があつた市民の声について、市民の声処理票により、原局等の長にその処理を求めるものとする。

（処理の原則）

第7条　原局等の長は、前2条の規定による市民の声の処理については、問題の十分な調査及び検討を行い、総合的判断に立つて遅滞なく結論を出し、回答及び回答に基づく処理を適確に行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、回答及び回答に基づく処理を行わないことができる。

2　前項本文の場合において、原局等の長は、次に定めるところにより、その処理を行わなければならない。

(1) 速やかに実施できる事項については、その時期及び方法を具体的に明示して処理すること。

(2) 将来において実施する事項については、その見通し及び当該実施に至るまでの措置を明示して処理すること。

(3) 実施できない事項については、処理を引き延ばし、回避することなく、速やかにその理由を明示して処理すること。

(4) 市民の声が無記名等の場合においても調査を行い確実に処理すること。

(5) 調査等に日時を要する場合においては、その旨の回答を行い処理すること。

(6) 回答については、市民の声の本人に直接に行い処理すること。

(7) 回答の方法については、緊急度及び正確度に応じ、文書、口頭、電話又は電子メール等

により処理するものとし、口頭、電話又は電子メール等による場合は、その記録を保存すること。

（調整）

第8条　市民の声の処理にあたり、二つ以上の原局等の間で調整を必要とするものについては、市長室長が副市長と協議し、調整する。

（原局等の決定）

第9条　市民の声を処理すべき事務を所掌する原局等が明らかでないものについては、政策局長が副市長と協議し、当該事務を所掌すべき原局等を決定する。

（市政相談）

第10条　市政（市長の権限事務に限る。以下同じ。）に関する相談は、市民相談課において行う。この場合において、他の原局等の説明を必要とするときは、市民相談課長は、当該原局等の長に対し、担当職員を市民相談課に派遣するよう求めることができる。

2　前項の場合において、原局等の長は、担当職員を市民相談課に派遣し、相談に応じなければならない。

（市政以外に関する事務の処理）

第11条　市民相談課において市政以外に関する事務にかかる市民の苦情、要望又は意見等（以下「苦情等」という。）を受理したときは、市民相談課長は、それぞれ市政以外に関する事務を処理すべき機関の長に対し、当該苦情等を送付するものとする。

2　前項の場合において、苦情等に対する回答を市民の声に対する回答と一括して行うことが、適当であると認めるときは、市民相談課長は市政以外に関する事務を処理すべき機関の長と協議のうえ、当該苦情等に対する回答を求めることができる。

（補則）

第12条　この規則に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

付　則　　この規則は、公布の日から施行する。

＜ 以下略 ＞

西宮市外部公益通報に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、西宮市において、労働者からの公益通報を適切に処理するため、本市が講じるべき措置を定めることにより、事業者の法令遵守を推進し、もって市民生活の安定と社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）労働者　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第９条に規定する労働者（西宮市内部公益通報に関する要綱第２条第１号に規定する職員等を除く。）をいう。

（２）外部公益通報　労働者が法第２条第３項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の行政機関に対して行う同条第１項に規定する公益通報をいう。

（３）通報者　外部公益通報をした労働者をいう。

（通報及び相談の窓口）

第３条　外部公益通報及びこれに関する相談を受け付ける窓口は、通報対象事実について処分又は勧告等の事務を所掌する課等（以下「所管課」という。）とする。ただし、公益通報全般に係る相談については、市民相談課で受け付けることとする。

（通報の処理）

第４条　労働者は、外部公益通報を行おうとするときは、外部公益通報書に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を証する書類等を添付して、所管課に提出しなければならない。

２　所管課は、外部公益通報書の提出を受けたときは、その内容について審査を行い、外部公益通報として受理した時は受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に通知するものとする。この場合において、受理したときは市民相談課に通知するものとする。

３　所管課以外の課等は、通報対象事実の通知及びこれに関する相談を受けたときは、速やかに市民相談課に引き継がなければならない。

４　前項の場合において、市民相談課は、調査のうえ所管課へ引き継ぎ、又は権限を有する本市以外の行政機関を当該労働者に教示しなければならない。

（調査の実施）

第５条　所管課は、外部公益通報を受理した場合は、速やかに必要な調査を行うものとする。

２　所管課は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮するとともに、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第６条　所管課は、前条の規定における調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、関係法令に基づく処分その他適切な措置を講じることとする。

（措置結果等の通知）

第７条　所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置及び是正の内容を通報者及び市民相談課に通知しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から実施する。

西宮市章

西宮の「西」の字をてん書で真ん中に表示しその周りを「宮」を表現する片仮名の「ヤ」三つの組み合わせで取り囲んだもの。
大正 15 年４月 15 日制定。

西宮市旗

白地に赤色と緑色で西宮の「に」をデザイン化したもので、赤は明るい太陽と「しあわせ」を表わし、緑は東六甲の美しい自然に囲まれたまちであることを象徴、全体として「緑としあわせのまち」を表わしている。
昭和 45 年 11 月３日制定。

市花・さくら

市制 40 周年記念事業の一つとして市民から公募。夙川・満池谷・北山貯水池など阪神間の桜の名所と言われる所が多いことから選ばれた。
昭和 40 年３月２日制定。

市の木・くすのき

市民の緑化意識の啓発を行うため、市花同様市民から公募。自然環境保全審議会で、応募総数の４割が希望した「くすのき」に決定した。
昭和 53 年９月 21 日制定。

西　宮　市　歌

北村　正元　　作詞
山田　耕筰　　作曲
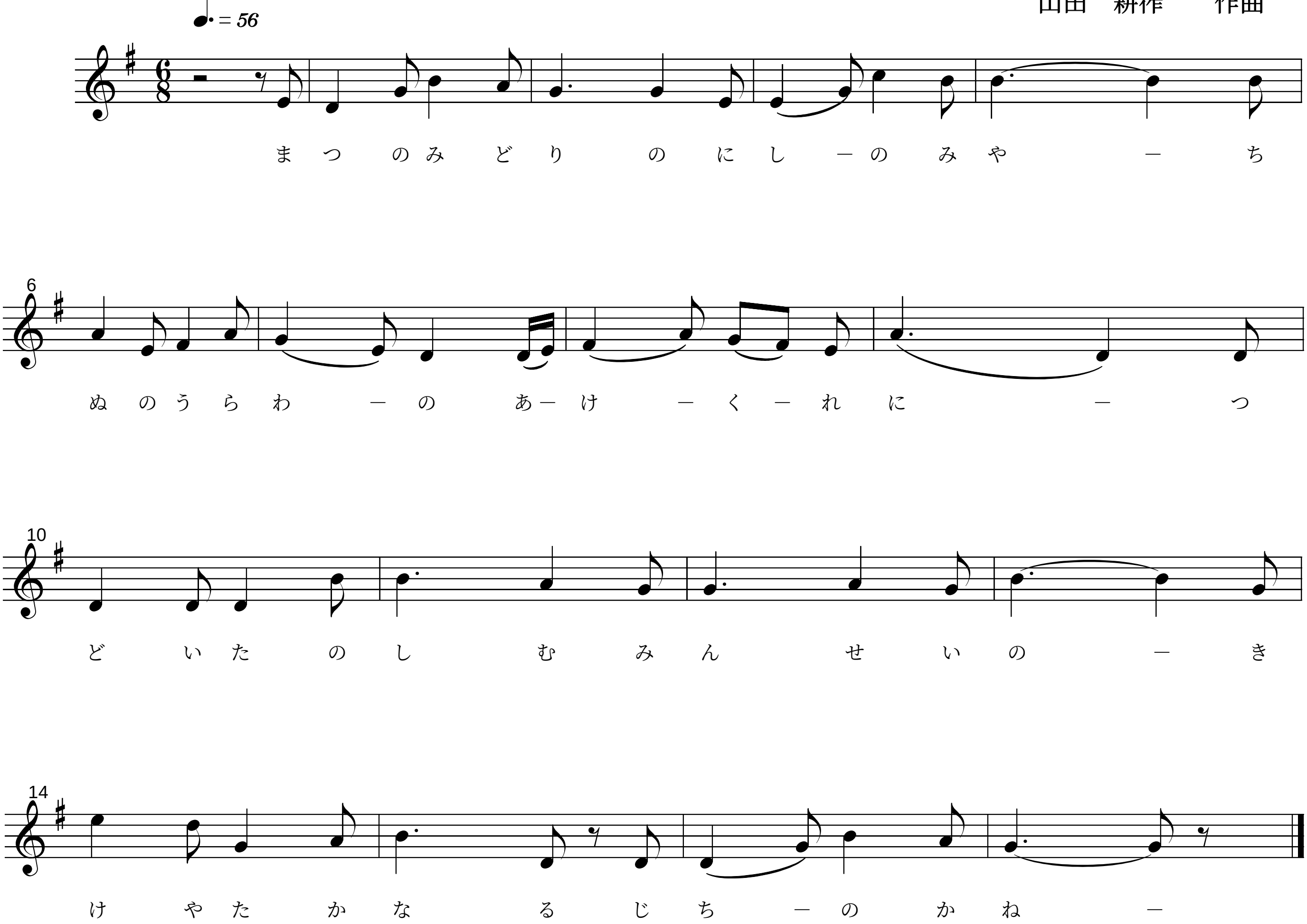
1　松の緑の西宮
　茅渟の浦曲のあけくれに
　集い楽しむ民生の
　聞けや高鳴る自治の鐘

2　灘の五郷の名も著く
　清水さやけきこの里に
　ひらく文化を建設の
　槌にとどろく西宮

3　えびすの宮の森のかげ
　つとめいそしむ生業の
　築く平和の意気高く
　立てりわれらの西宮

文教住宅都市西宮の歌

喜志　邦三　　作詞
鎌田　廉平　　作曲
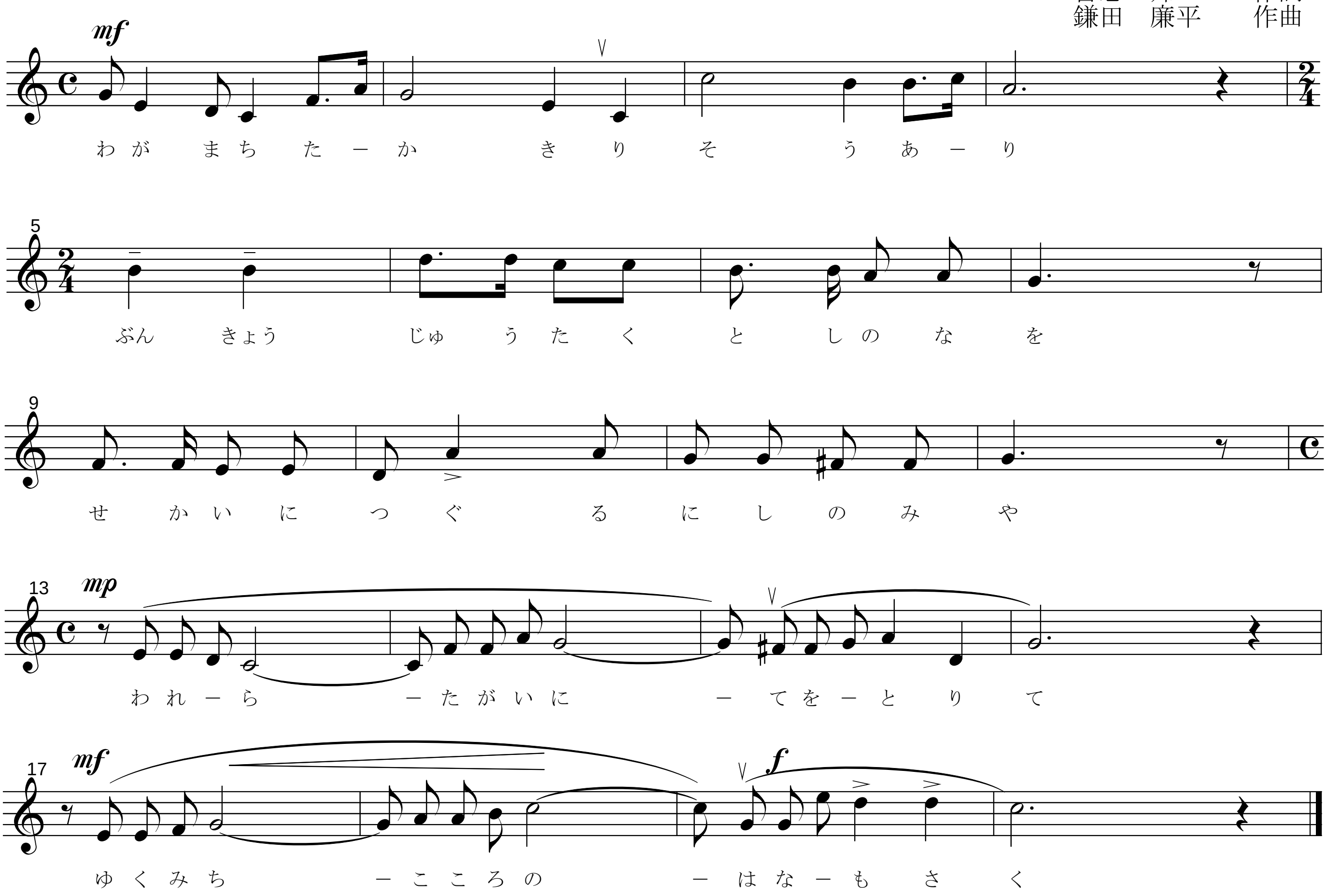
1　わが町　高き　理想あり
　文教住宅都市の名を
　世界に告ぐる　西宮
　われら互いに　手をとりて
　行く道　心の　花も咲く

2　わが町　伸びて　限りなし
　文教住宅都市の名を
　歴史にしるす　西宮
　われら住む町　うるわしや
　かわらぬ緑も　ゆたかなり

3　わが町築く　いしずえよ
　文教住宅都市の名に
　明日を誓う　西宮
　われら愛する　この町は
　青空はるかに　澄みわたる